

# 資 料

(法人課税)

## 法人税に関する閣議決定等

### ○ 平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）

租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。

### ○ 新成長戦略（抄）（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。

### ○ 財政運営戦略（抄）（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。こうした税制の改革により、財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。

租税特別措置については、平成 22 年度税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースから見直すこととする。

新たに減収を伴う税制上の措置については、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。

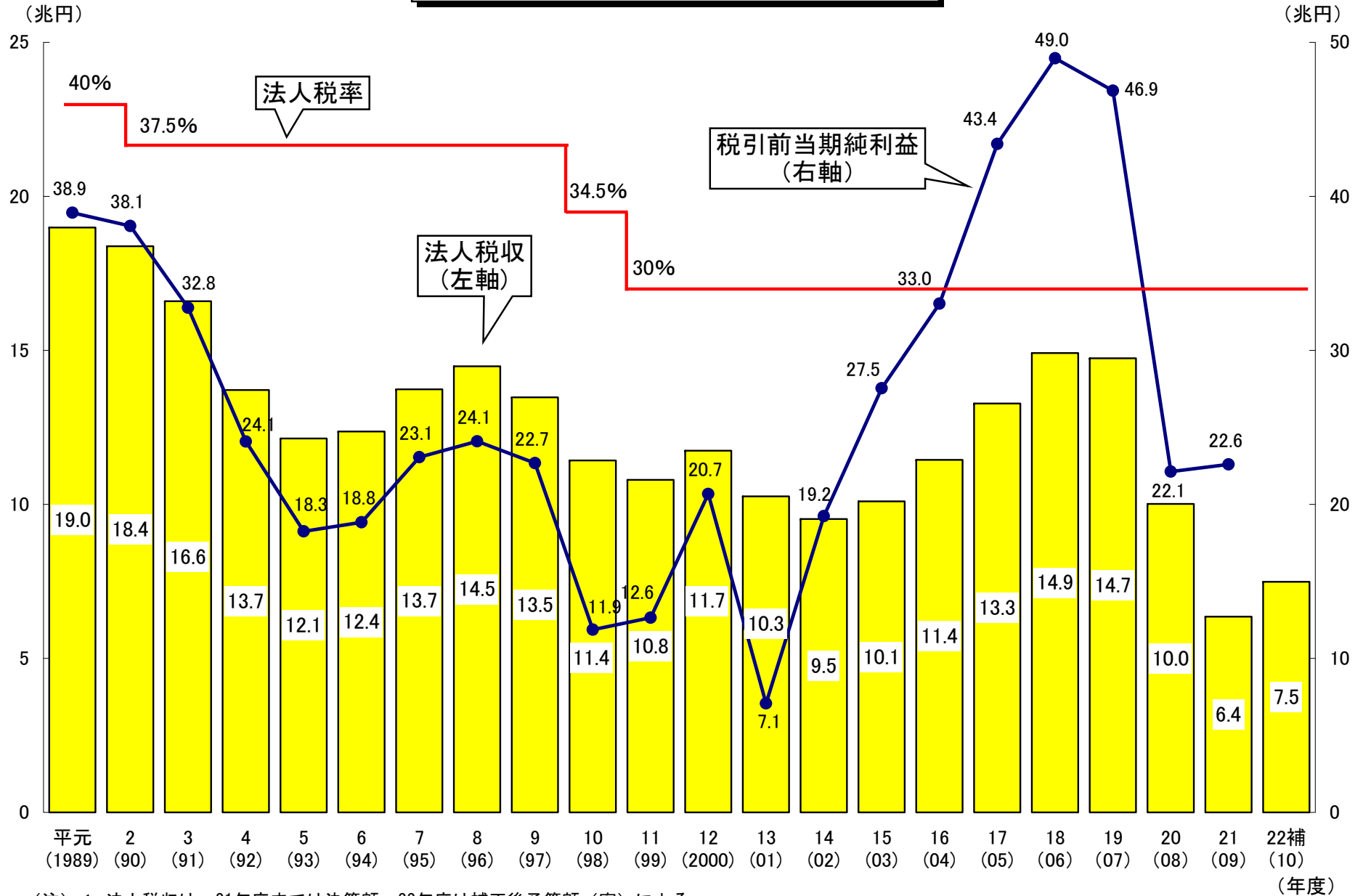
### ○ 新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策（抄）（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）

法人実効税率の引下げについては、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、課税ベースの拡大等による財源確保と併せ、23 年度予算編成・税制改正作業の中で検討して結論を得る。

### ○ 第 176 回国会・菅内閣総理大臣所信表明演説（抄）（平成 22 年 10 月 1 日）

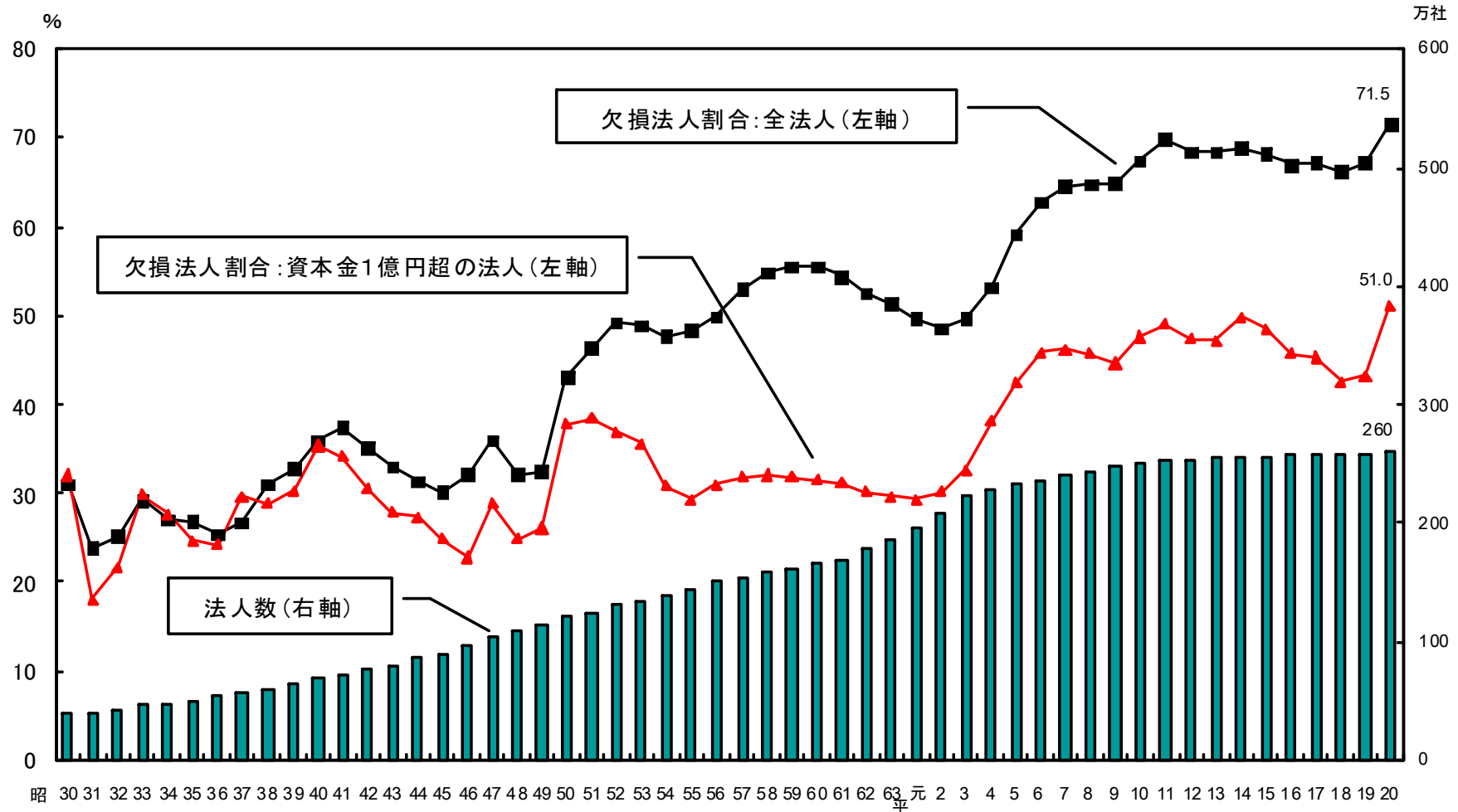
法人課税については、税制の簡素化、海外と比較した負担といった観点から、年内に見直し案を取りまとめます。

# 法人税収の推移



(注) 1. 法人税収は、21年度までは決算額、22年度は補正後予算額（案）による。  
 2. 税引前当期純利益は、法人企業統計調査（財務総合政策研究所）による。

# 法人数と欠損法人割合の推移



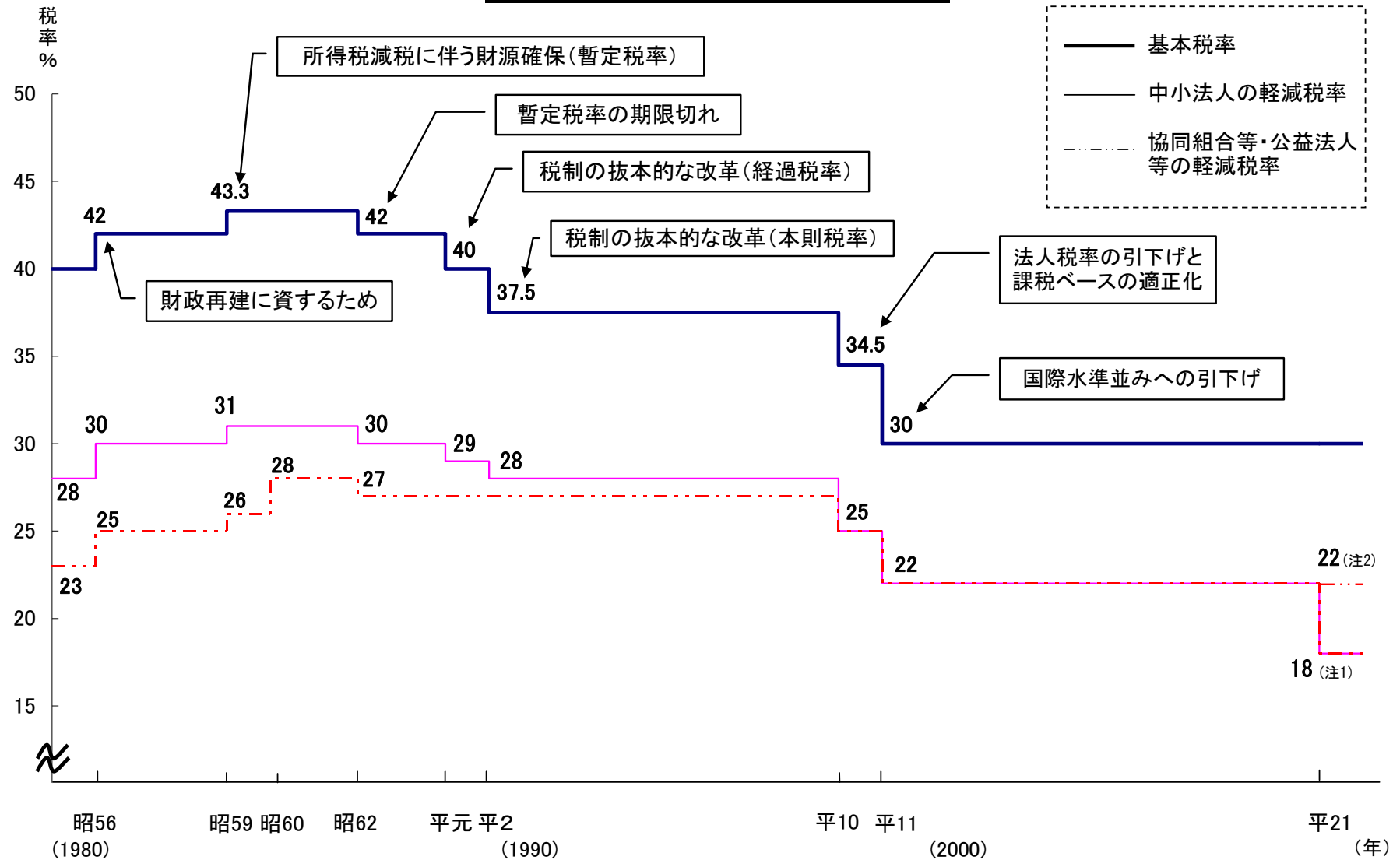
(注1) 昭和30年分～平成17年分は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。

(注2) 平成15年分～平成20年度分の全法人は連結法人を含むが、資本金別は連結法人を含まない。

(注3) 欠損法人割合の資本金区分について、平成19年度以前は「資本金1億円以上の法人」の計数である。

(出典) 「会社標本調査」(国税庁)

# 法人税率の推移

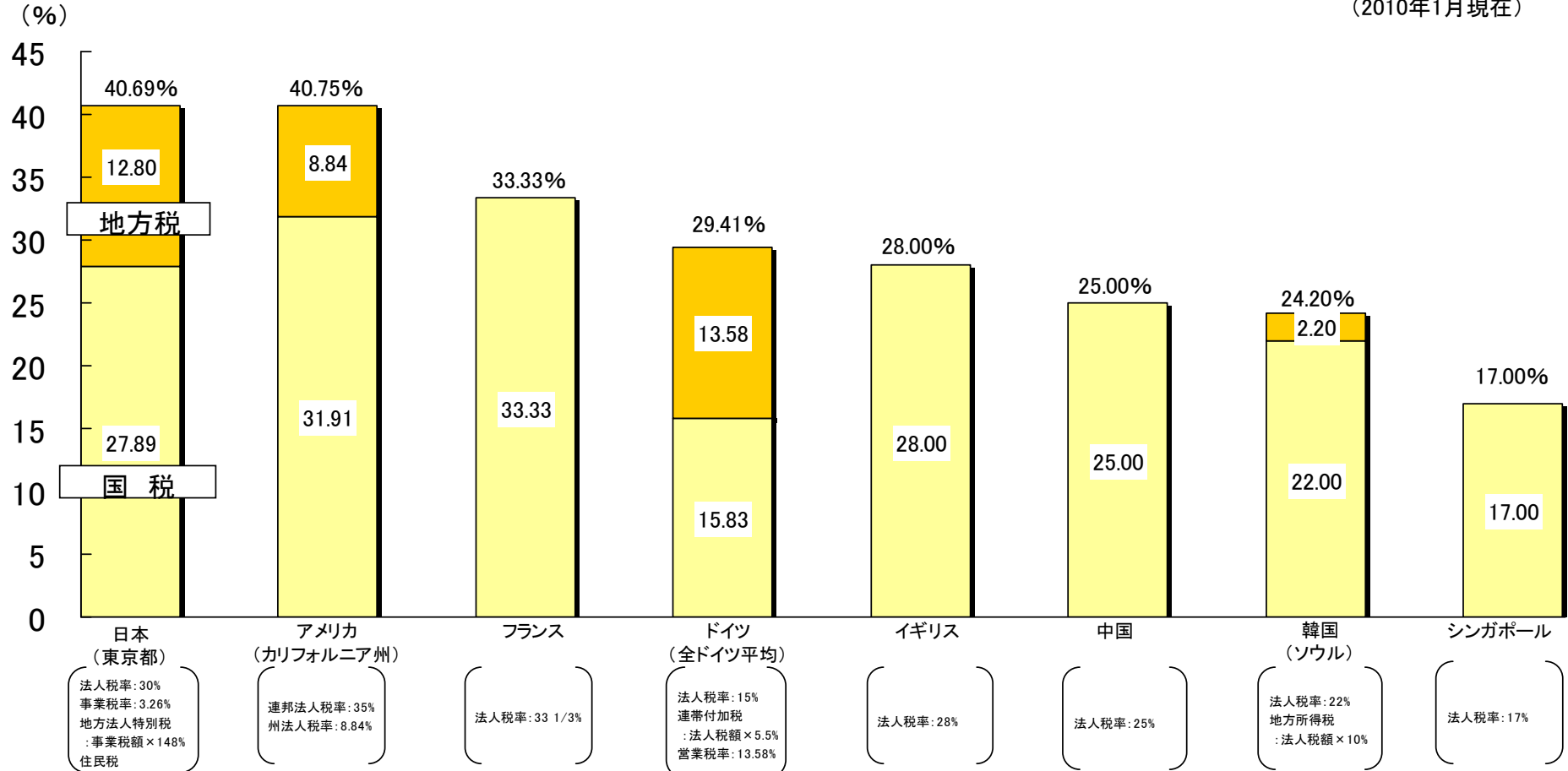


(注1) 平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に終了する事業年度から適用される税率。

(注2) 公益法人等・協同組合等の軽減税率について、平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に終了する各事業年度における年800万円以下の所得金額に適用される税率は、18%となる。

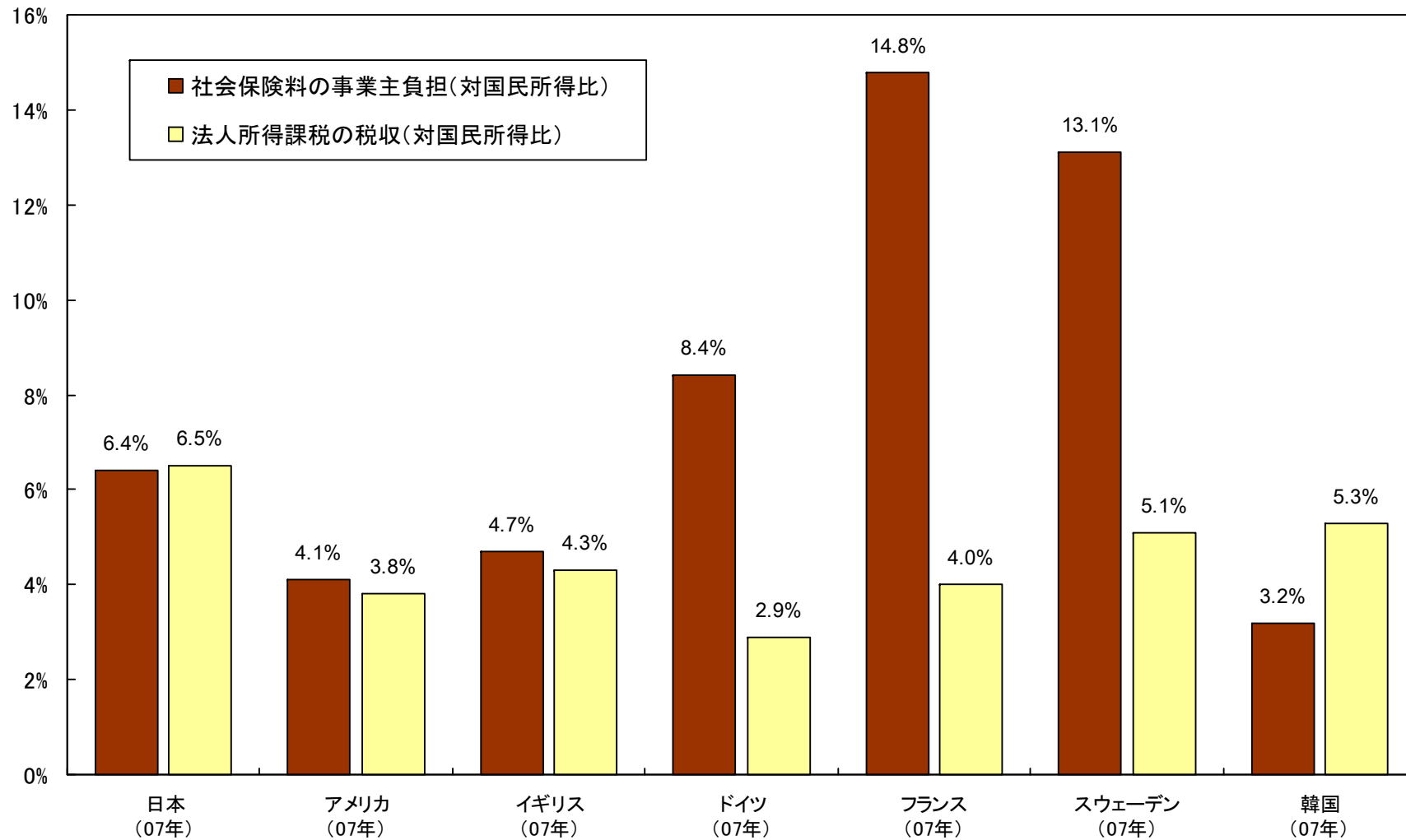
# 法人所得課税の実効税率の国際比較

(2010年1月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び国土経済税(地方税)等が課される。
5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率388%(2008年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
7. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか、資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

## 社会保険料事業主負担の国際比較（対国民所得比）



(注) 社会保険料事業主負担には、法人事業主及び個人事業主の負担分の他に、公共部門の社会保険料納付義務者の負担分も含まれている。

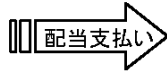
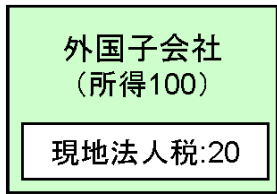
(出典) OECD "Revenue Statistics 1965-2008"及び同 "National Accounts 1996-2007"

# 外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し(平成21年度改正)

《21年度改正前》

**○ 間接外国税額控除制度**  
 (外国子会社からの配当について、我が国で課税した上で、外国で支払った税額を調整)

(例) <税率20%>



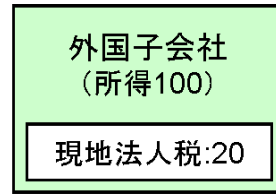
納税額:  $(300+100) \times 0.3 - 20 = 100$

課税対象+税額控除

《21年度改正後》

**○ 外国子会社配当益金不算入制度**  
 (外国子会社からの配当は、我が国では益金不算入)

(例) <税率20%>

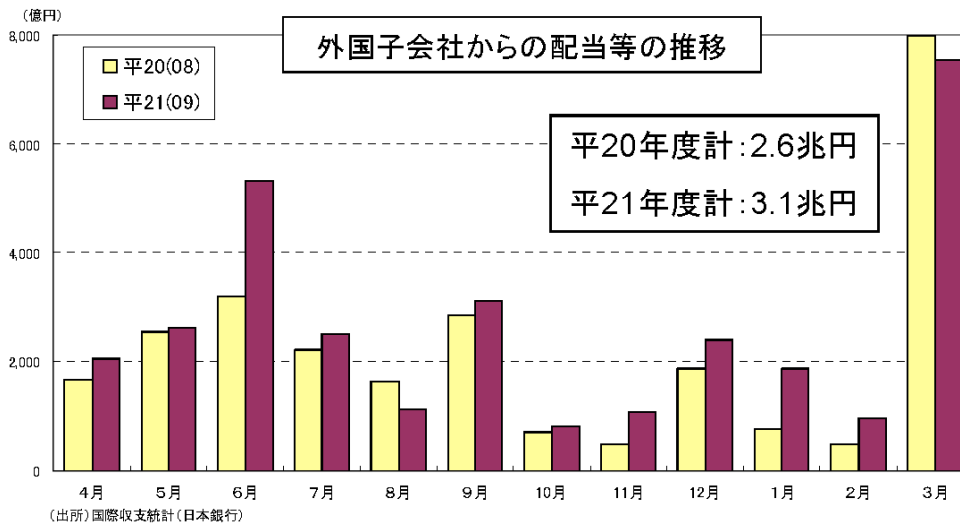


納税額:  $(300) \times 0.3 = 90$

課税対象

**⇒ 外国子会社が、税制に左右されずに国内への配当の時期やその額を決められるようになった。**

(注)実際に課税されないのは、配当額の95%。





## 外国子会社合算税制の見直し

(平成 22 年度改正)

- 国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、外国子会社合算税制について、いわゆる「トリガー税率」を「20%以下」に引き下げる等の見直しを行った。
- 同時に、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、一定の資産性所得を新たに合算課税の対象とする等の見直しを行った。

### 1. トリガー税率の引き下げ

- トリガー税率(※)を、「25%以下」から「20%以下」に引き下げ

※ 外国子会社合算税制は、一定の税負担水準以下の国・地域にある一定の子会社等の所得に相当する額を、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する制度であり、トリガー税率は、その一定の税負担水準を指す。

※ トリガー税率の引き下げにより対象から外れる国としては、法人税率(実効税率)で見た場合、中国、韓国、マレーシア、ベトナム等が挙げられる。(但し、税負担の判定は、各子会社の実際の税負担を基に行われる。)

### 2. 適用除外基準(※)の見直し

- 企業実体を伴っていると認められる統括会社(事業持株会社・物流統括会社)の所得(下記3.の資産性所得を除く。)について合算対象外となるよう措置

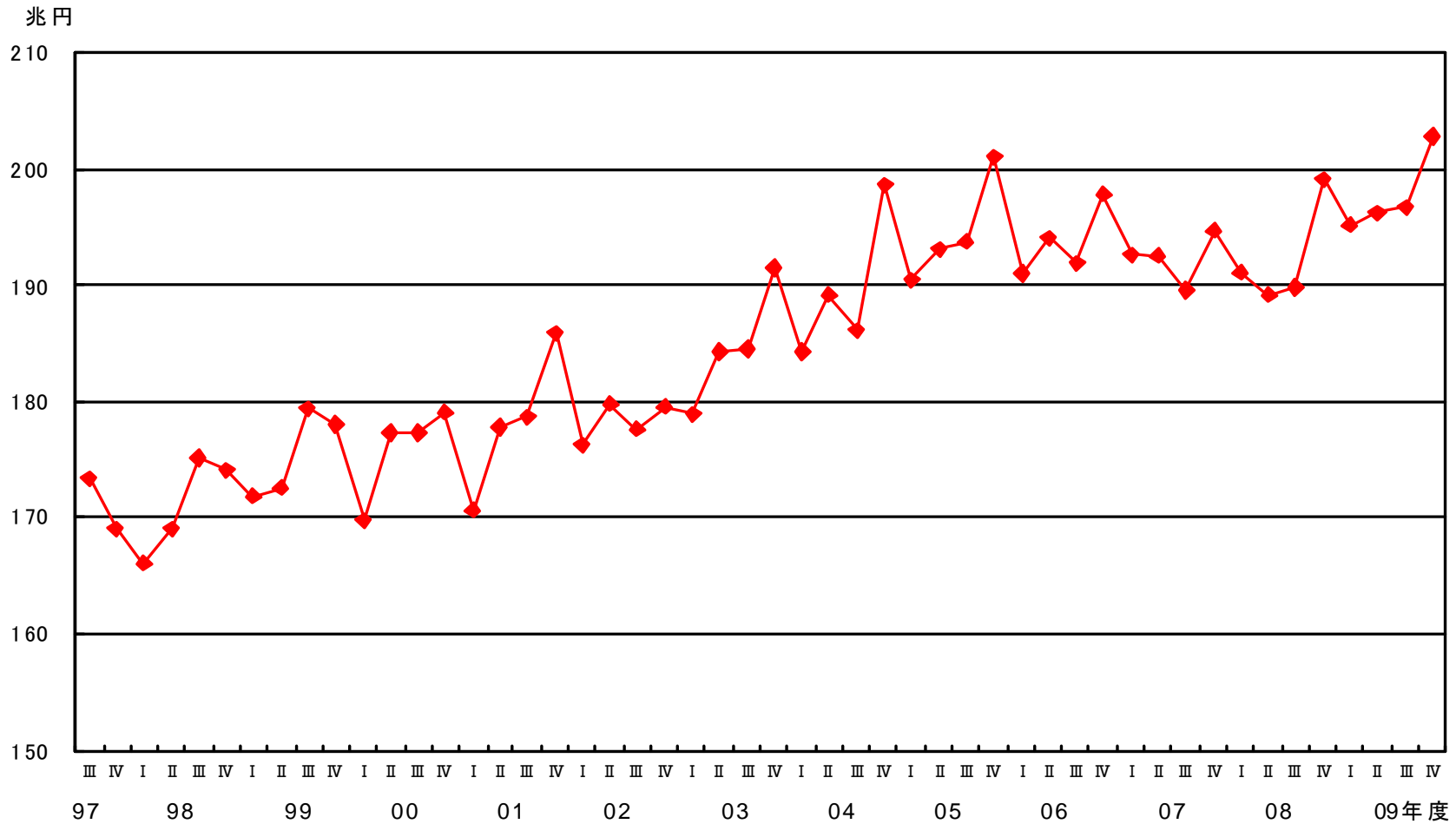
(注) 現行の人件費の10%相当額を控除する措置については、廃止

※ 企業としての実体等があるものと認められる基準(事業基準・実体基準・管理支配基準・所在地国基準又は非関連者基準)

### 3. 資産性所得に対する課税等

- 資産運用的な所得として外国子会社が受けるポートフォリオ株式・債券の運用による所得、使用料等について親会社の所得とみなし、それを合算して課税

## 民間非金融法人企業の現金・預金の保有残高の推移

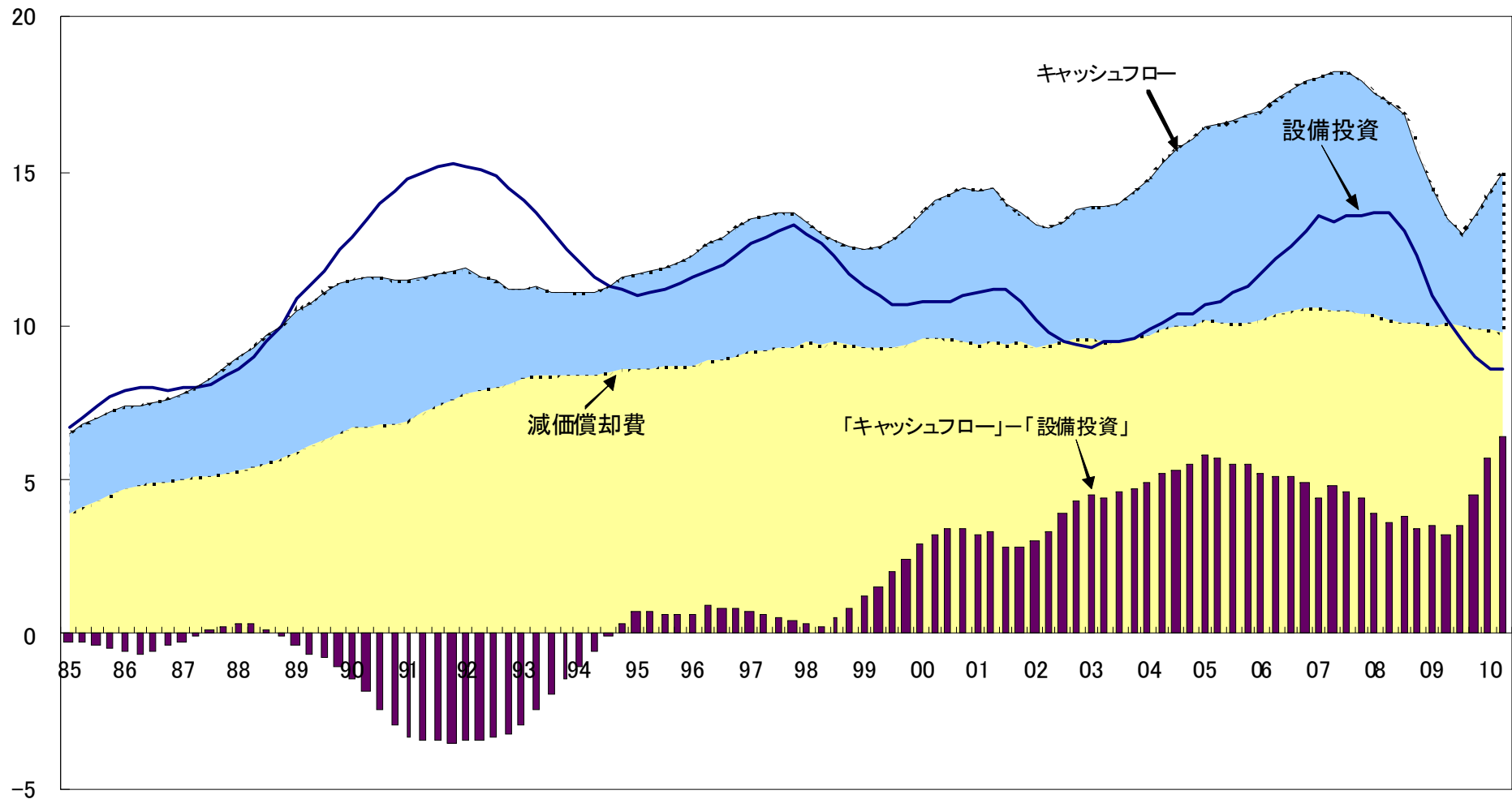


出典：日本銀行資金循環統計

最近の資金循環を見てみると、企業部門の手元現預金が増加し 200 兆円以上となっている。

# 設備投資とキャッシュフローの推移（法人企業統計・四半期別調査）

(兆円)



(出所) 財務省「法人企業統計(四半期別調査)」

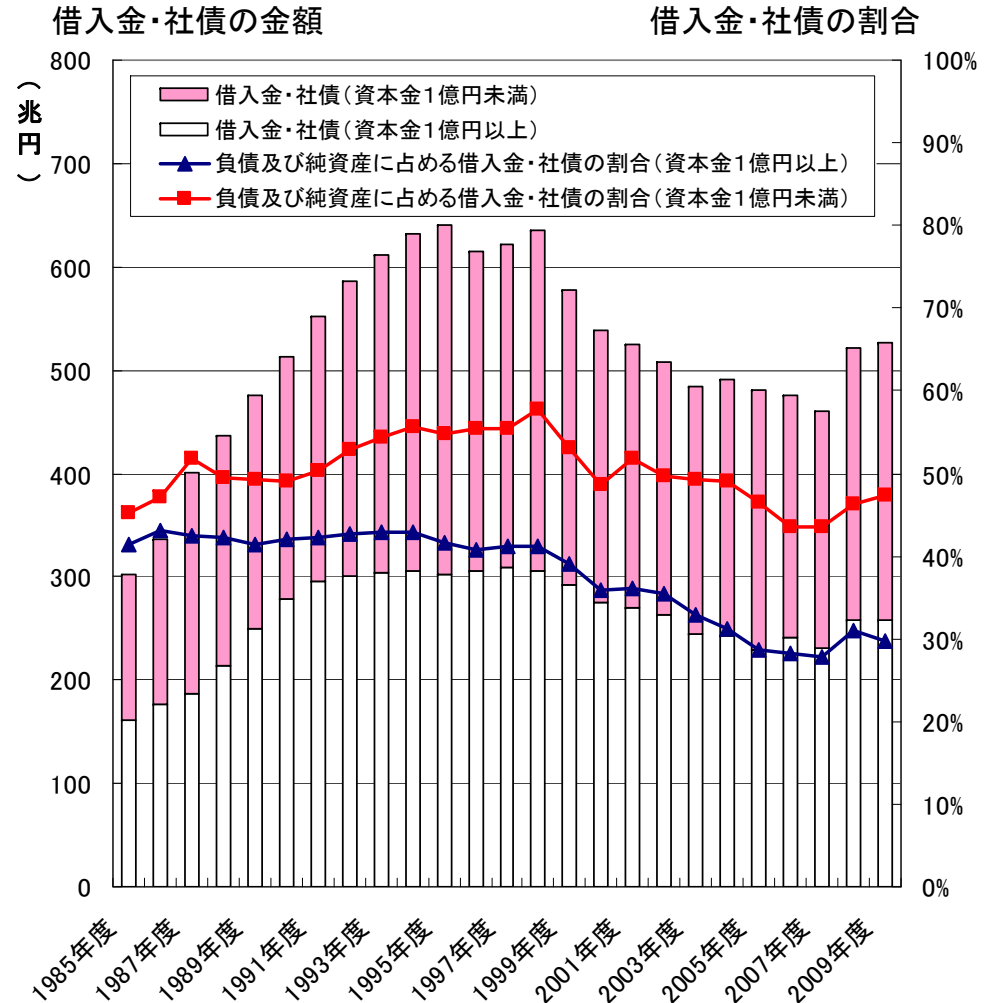
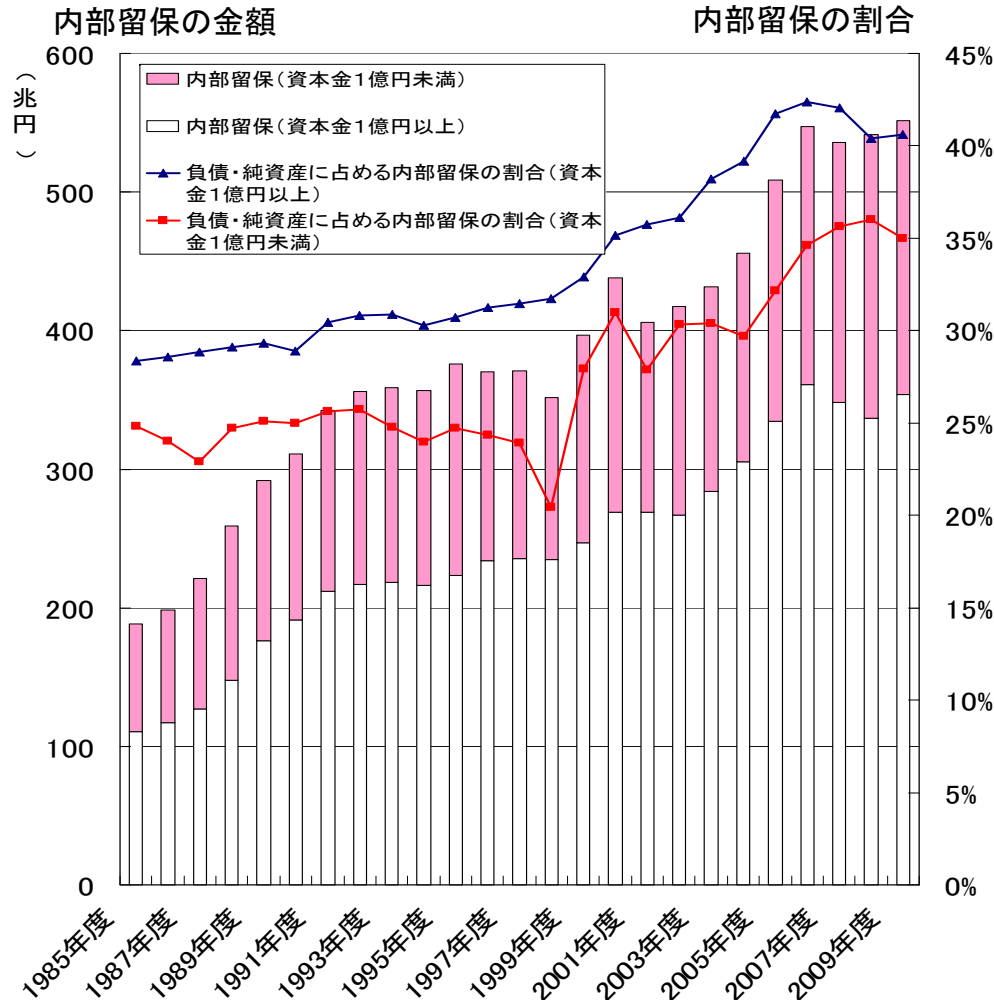
(注) 全規模・全産業(金融業・保険業除く)、4四半期移動平均

キャッシュフロー=経常利益×1/2+減価償却費

(年)

企業においては、余剰資金(キャッシュフロー)が設備投資を大幅に上回っており、設備投資に回すことが可能な資金を十分に確保できる状況。

# 内部留保及び借入金・社債の推移（法人企業統計）



（出典）法人企業統計

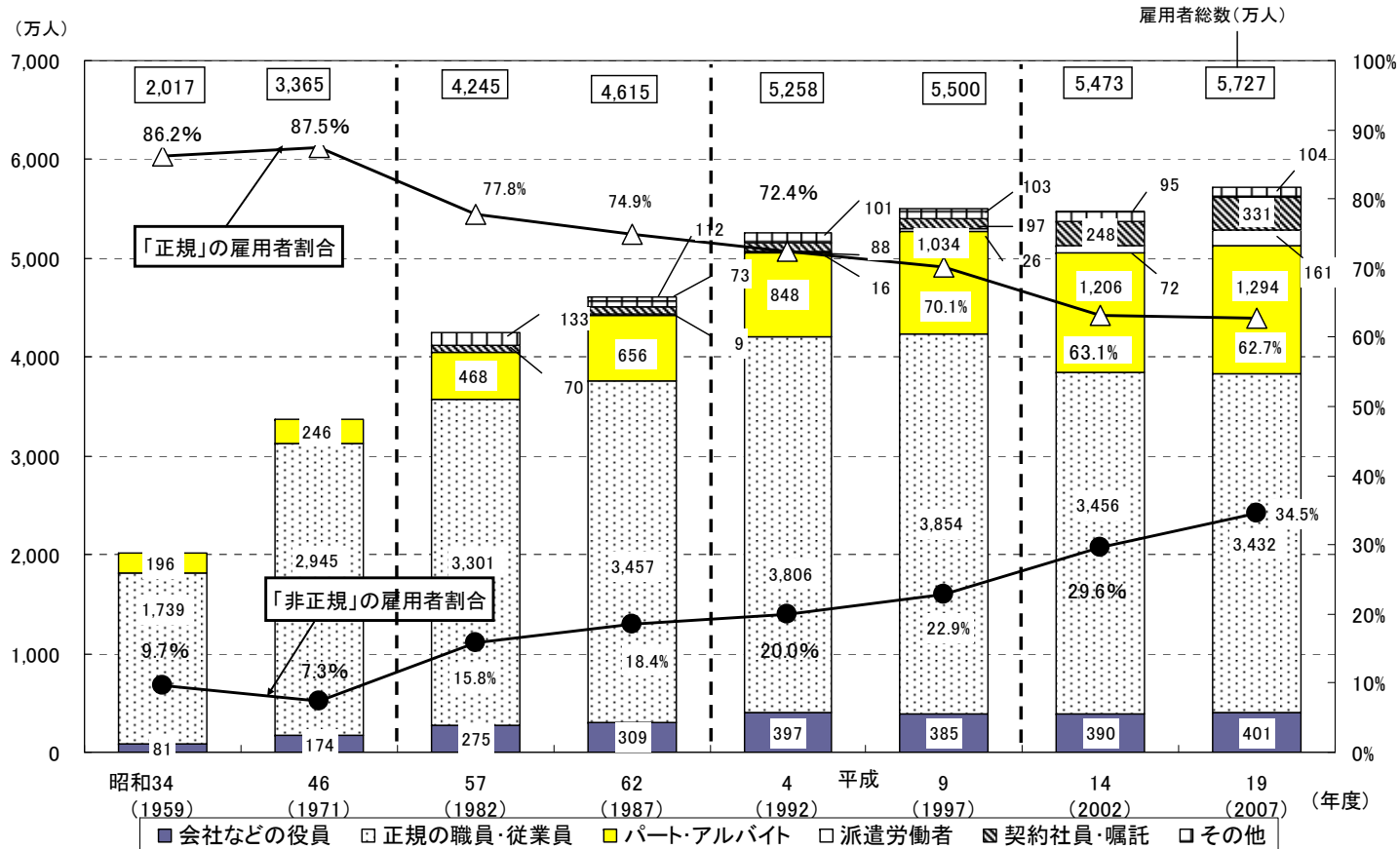
（注）内部留保は、利益留保（＝その他資本剰余金、利益剰余金、その他（土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金等）、自己株式）、引当金、特別法上の準備金、その他の負債（未払金等）の合計

（出典）法人企業統計

（注）借入金・社債は、金融機関借入金、その他の借入金、社債の合計

大企業を中心に、内部留保は一貫して増加傾向にあり、企業の財務基盤は相当程度強化されている一方、借入金・社債はかなり減少してきており、債務の返済に企業の利益が充てられてきていると考えられる。

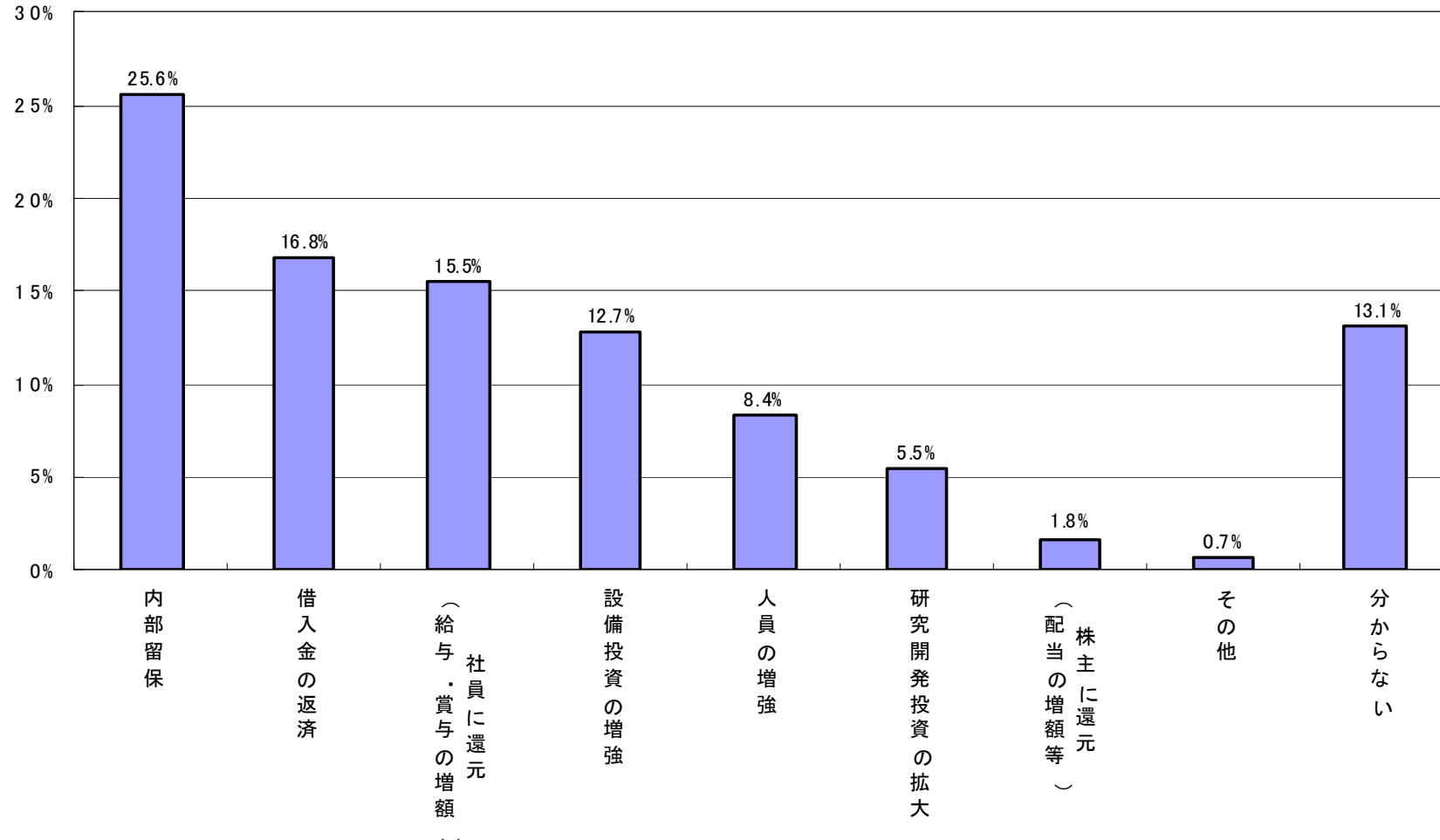
# 雇用形態別の雇用者数等の推移



(備考) 昭和62(1987)年及び昭和57(1982)年の統計では、「その他」の項目の中に「派遣労働者」及び「契約社員・嘱託」の項目の数値が含まれている。  
 また、1971年の統計では、「正規の職員・従業員」の項目には「一般常雇」の数値を、「パート・アルバイト」の項目には「臨時雇」及び「日雇」の数値の合計を載せている。  
 ・「正規」の雇用者割合 = 正規の職員・従業員 / 雇用者総数 (%)  
 ・「非正規」の雇用者割合 = 「パート・アルバイト + 派遣労働者 + 契約社員・嘱託 + その他」 / 雇用者総数 (%)  
 (出所) 総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日の係数)

正規雇用の割合は一貫して下降傾向にある一方、非正規雇用の割合は一貫して上昇傾向にある。

## 法人税引下げ分を充当する項目

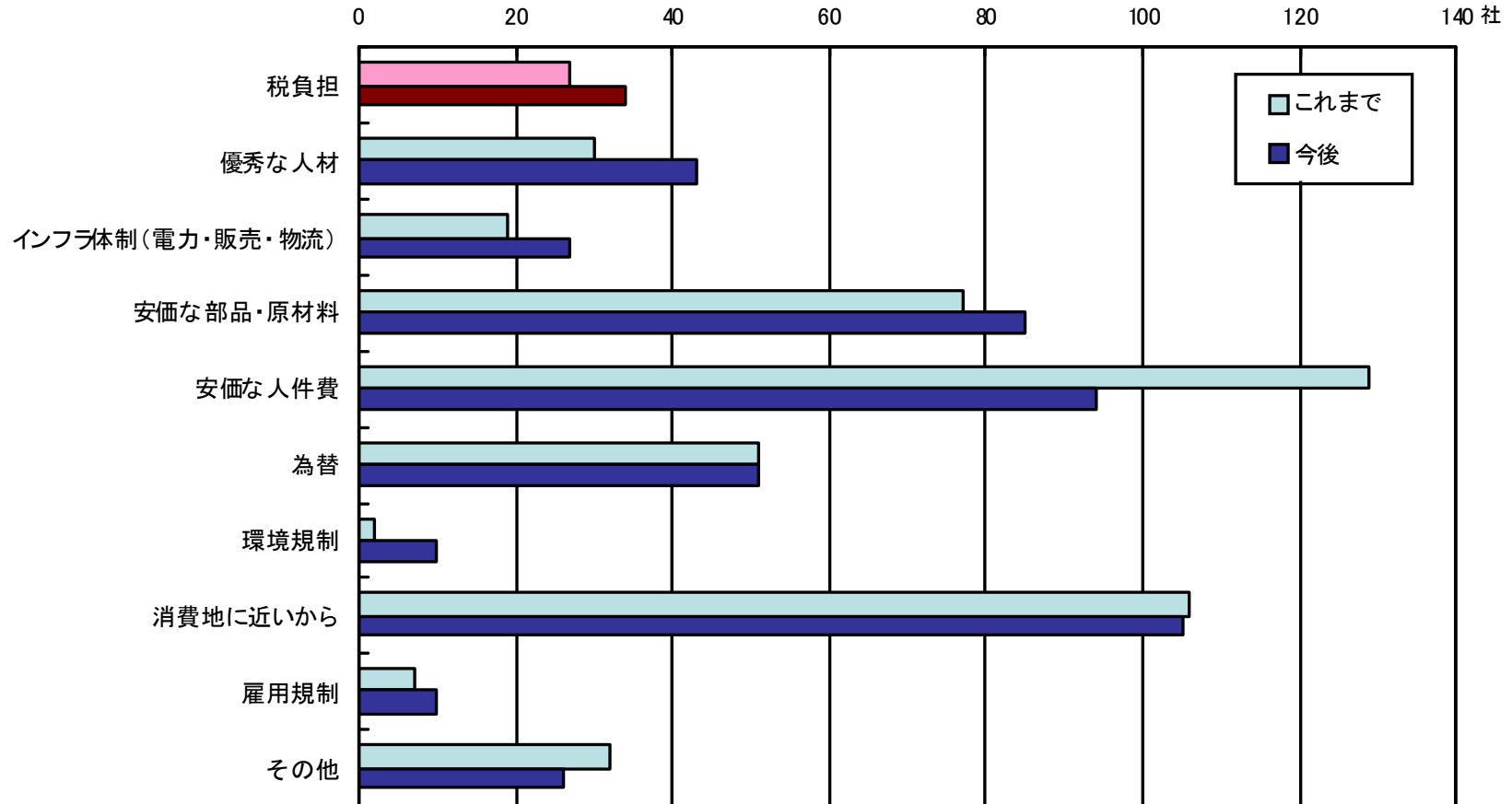


(出所) TDB景気動向調査/2010年7月(株式会社帝国データバンク)

(注)母数は、有効回答企業11,446社

法人税率を引き下げた場合、社員への還元、設備投資の増強、人員の増強といった投資・雇用への充当よりも、内部留保や借入金の返済に充当することを考えている企業が多い。

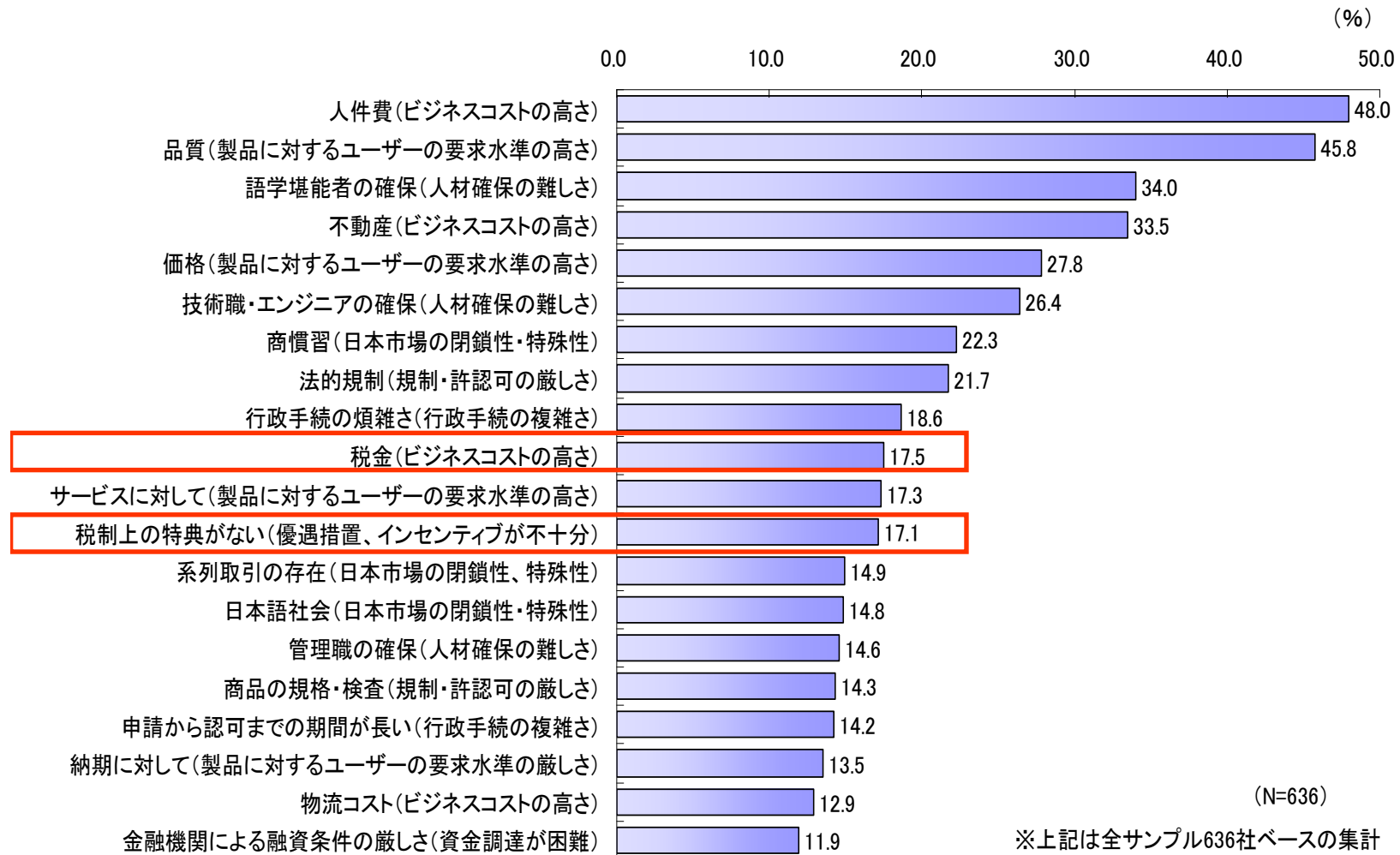
## 企業の海外移転の理由について



経済産業省「我が国の産業競争力に関するアンケート調査結果」(平成22年4月19日発表)において「問.これまで、及び今後の海外移転の理由について【優先順位1~3位】」に対する回答

経済産業省の調査では、企業の海外移転の大きな理由は、「安価な人件費」「消費地への近さ」「安価な部品・原材料」となっている。

## 外資系企業の日本進出に係る阻害要因



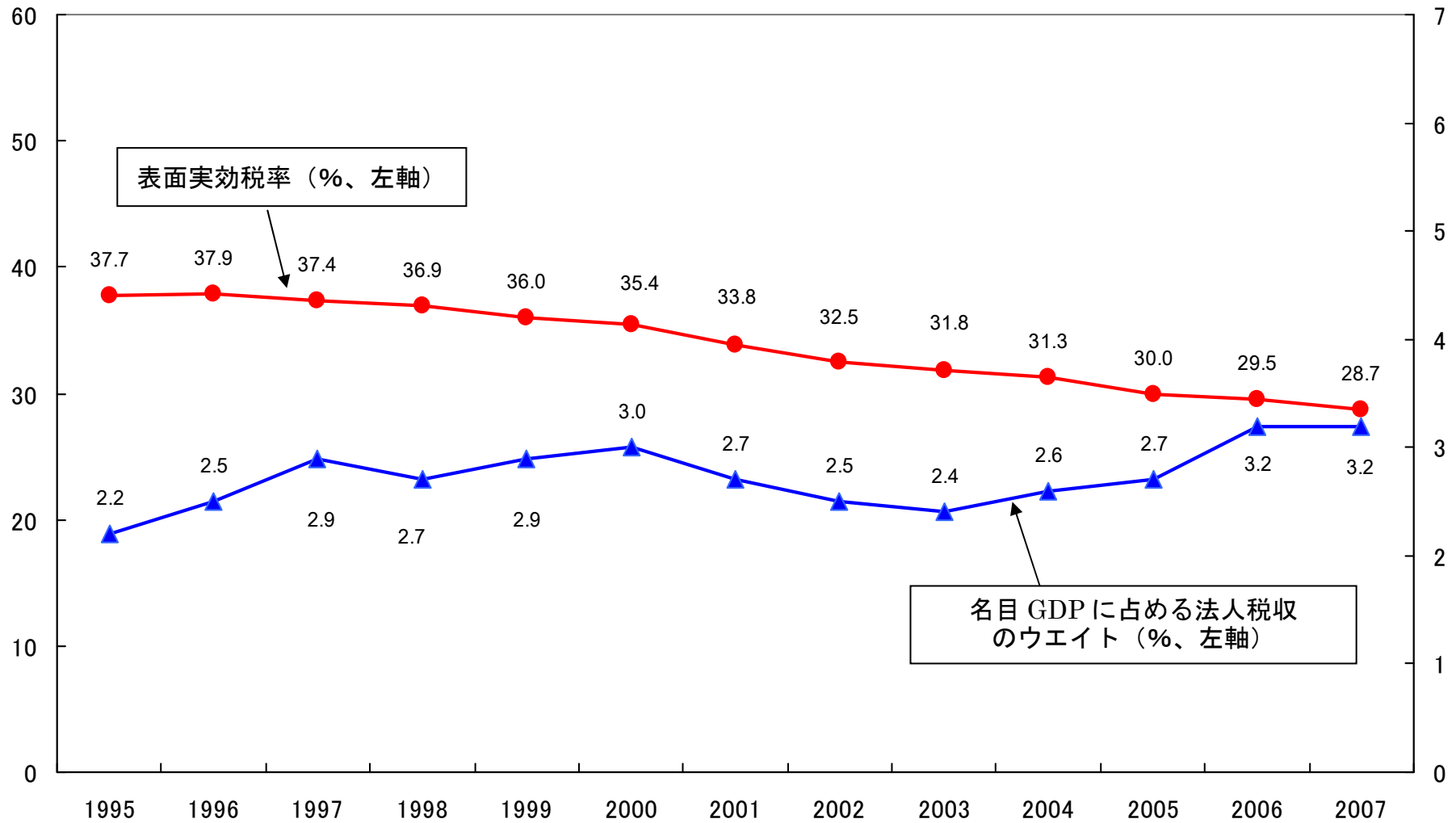
(出典)経済産業省「平成20年度 対日直接投資に関する外資系企業の意識調査報告書」

経済産業省の調査では、人件費や不動産価格等のビジネスコストの高さ、品質や価格に対する消費者の要求水準の高さ、語学の壁等が我が国への進出の主な阻害要因。



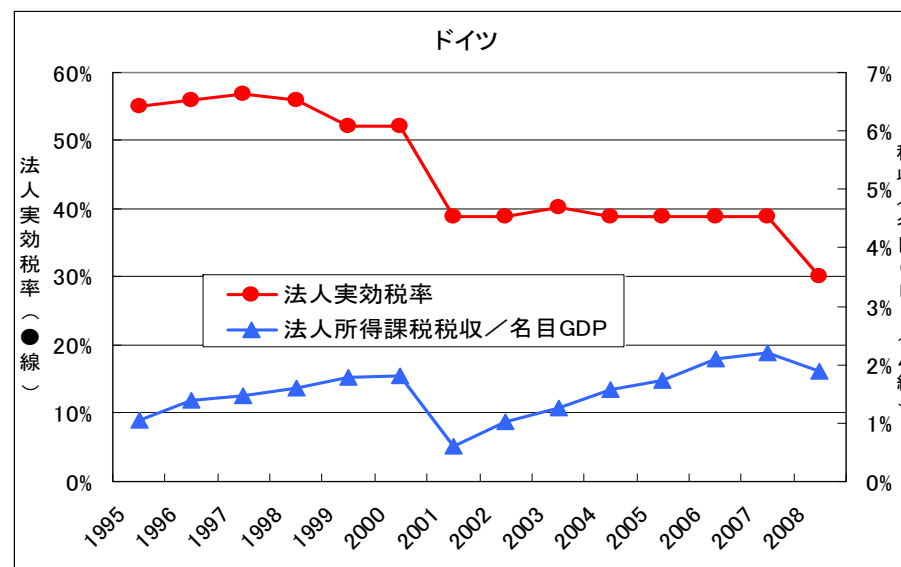
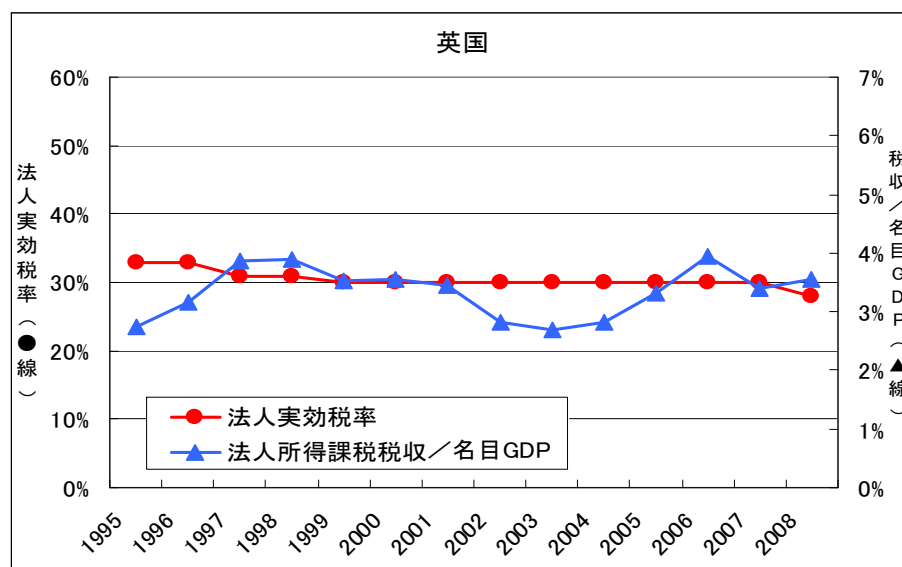
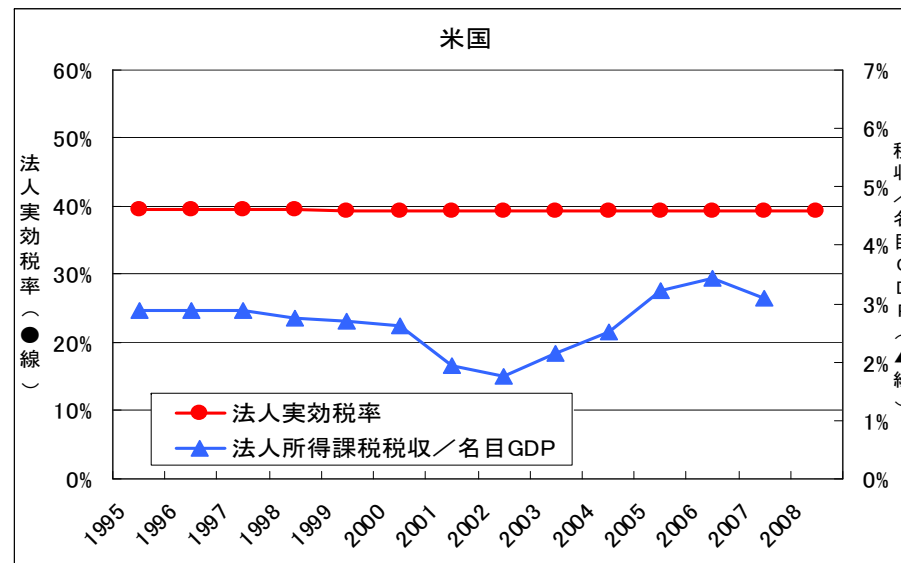
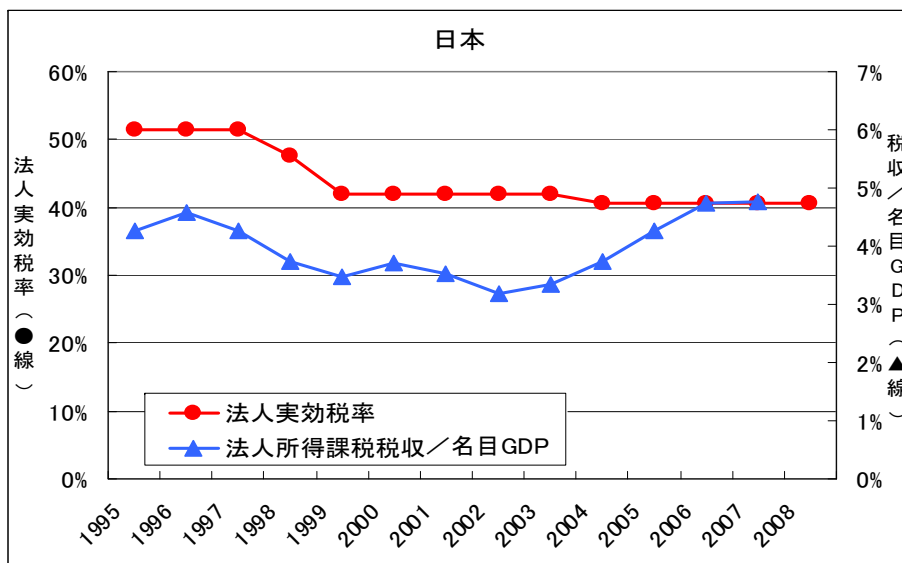
# 法人実効税率と名目GDPに占める法人税収のウエイト

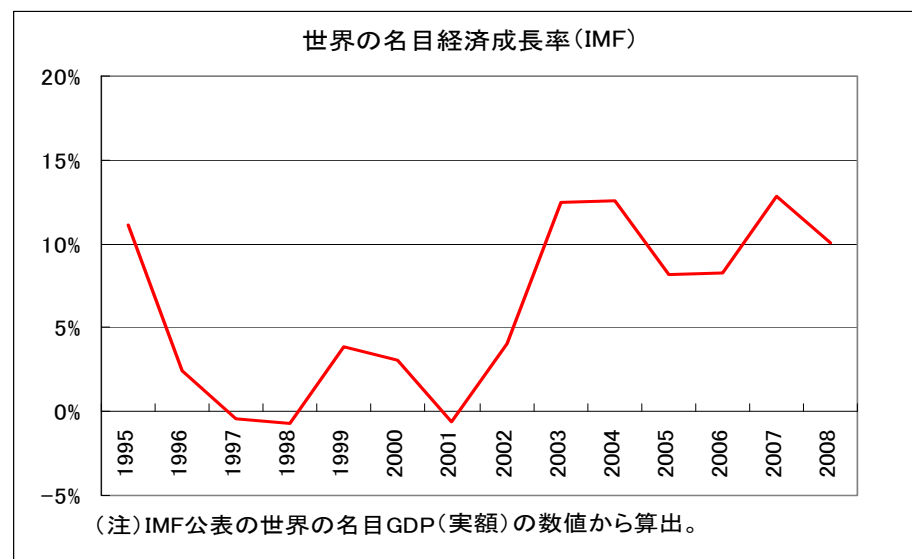
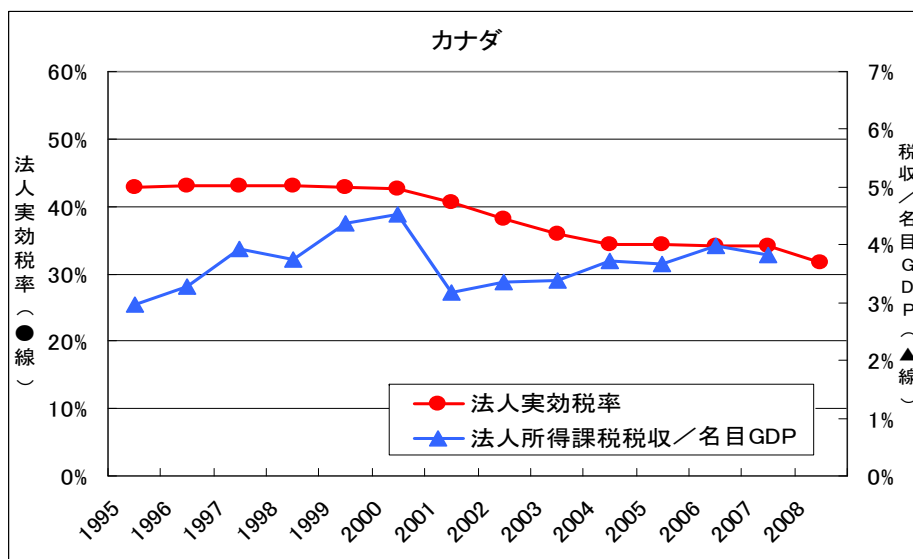
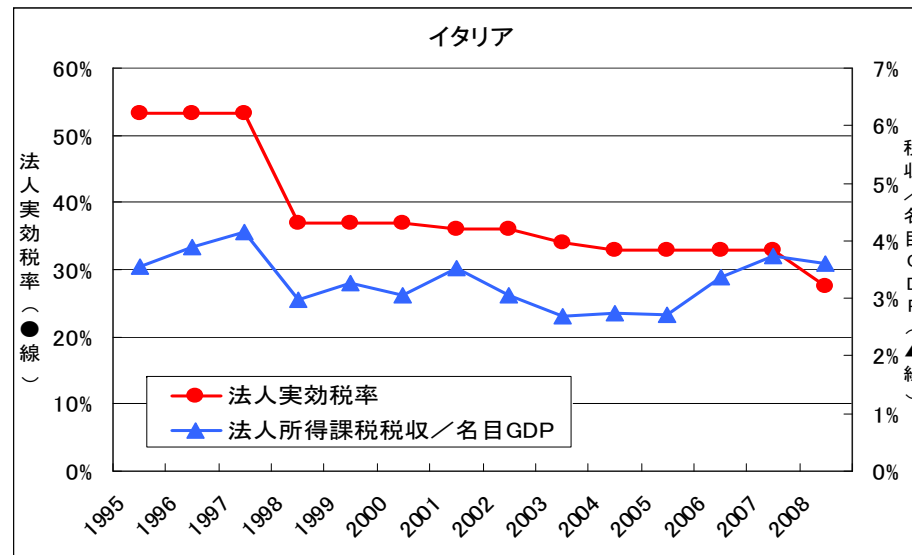
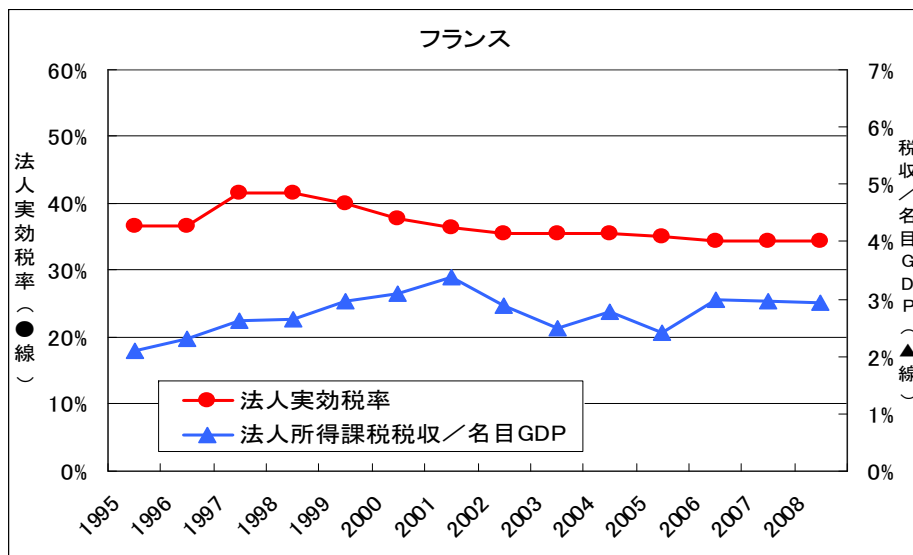
(対象：EU15 力国 1995 年～2007 年)



(出典) 経済産業省

# 主要先進国の法人実効税率と名目GDPに占める法人税収のウェイト





(出典) OECD Revenue Statistics ほか

(注) 2008年の法人所得課税収入は推計値。2008年の名目GDP(日本を除く)は暫定値。また、「法人・個人に分けられない所得税収」は按分計算の上、法人所得課税収入に加算している。なお、日本の法人実効税率は東京都におけるもの。

先進国(G7)について各国別に見た場合、法人実効税率が下がっていない国も下がっている国も2003年以降法人税収の対GDP比が伸びている。すなわち、世界的に経済情勢が良かったことが増収をもたらしており、法人実効税率を引き下げれば増収になるとの関係は認められない。

# 課税ベースの拡大等



## 基本的考え方

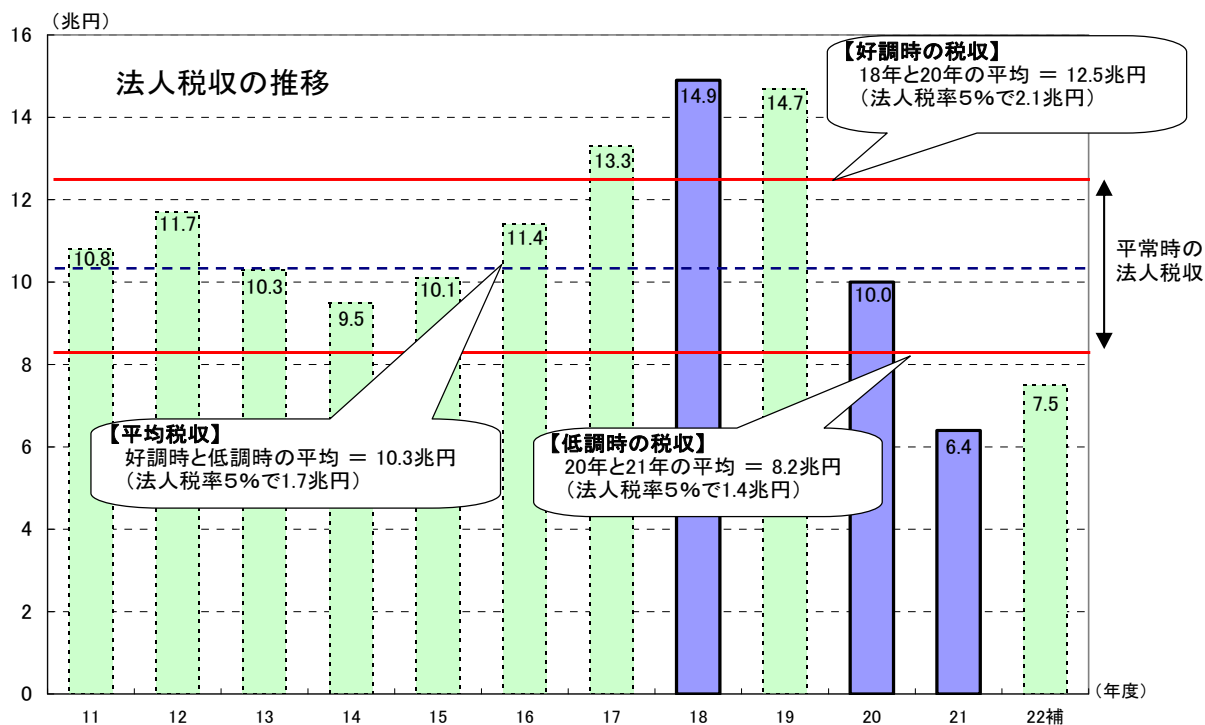
課税ベースを拡大して税率を引き下げる	対象を絞った政策税制措置による重点化
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 簡素でわかりやすい税制となる。</li> <li>○ 産業間・企業間での実質的な税負担の不公平が減少。</li> <li>△ 減税の対象を特定しないため、中期的・間接的な効果となる可能性もある。</li> <li>○ 資本集約型の産業（製造業等）に有利な設備投資等の促進措置から、雇用確保につながる労働集約型の産業（サービス型産業）に優しい税制となる。</li> <li>○ 特例をなくすことで黒字企業の数を増やし、より多くの企業の間で税負担を分配することで、生産性の高い企業の税負担が軽減され、企業活力の発揮や新規企業・産業の創出につながることを期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 税制は複雑化。</li> <li>△ 適用が特定の産業・企業に偏り、資金の効率的配分を歪めるおそれ。</li> <li>○ 対象とした設備や経費について、短期的・直接的な需要の発現が期待できる。</li> <li>○ 一般的には、資本集約型の産業に有利な措置が多くなると考えられる。</li> <li>○ 成長戦略に資する分野にターゲットを絞ることにより、我が国企業を支える先端的な産業・技術の創出がもたらされるとともに、それを通じた我が国企業全体の事業効率化、付加価値向上につながることも期待される。</li> </ul>

## 税率引下げに伴う減収額の試算の考え方

- 法人税率引下げによる減収額計算の基礎となる法人税収については、近年の税収の変動が大きいことを踏まえ、ある程度の幅を持って財源の試算を行う必要。
- このため、直近5年間の中で
  - －最も税収が小さかったとき（21年度）と中央値（20年度）の平均（8.2兆円）を経済低調時の税収と、
  - －最も税収が大きかったとき（18年度）と中央値（20年度）の平均（12.5兆円）を経済好調時の税収と
 考えて、法人税収は概ねこの範囲にあるものとする。

この場合、税率を5%引き下げた場合の減収額は1.4~2.1兆円と試算される。

（注）経済産業省の税制改正要望では、税収が大きく減少した平成22年度当初予算額6兆円を基礎として、税率引下げの減収額を1兆円としている。なお、平成22年度の法人税収は、補正後予算において7.5兆円に補正されている。

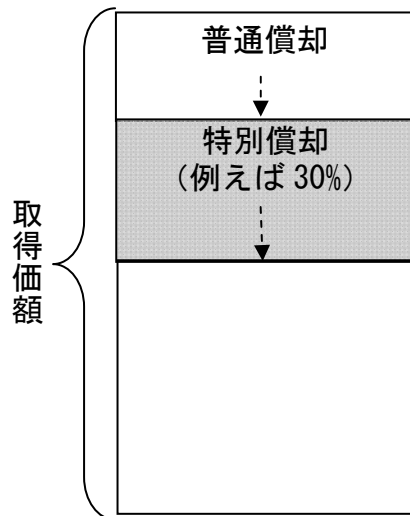


# 特別償却・割増償却（法人税関係の租税特別措置）

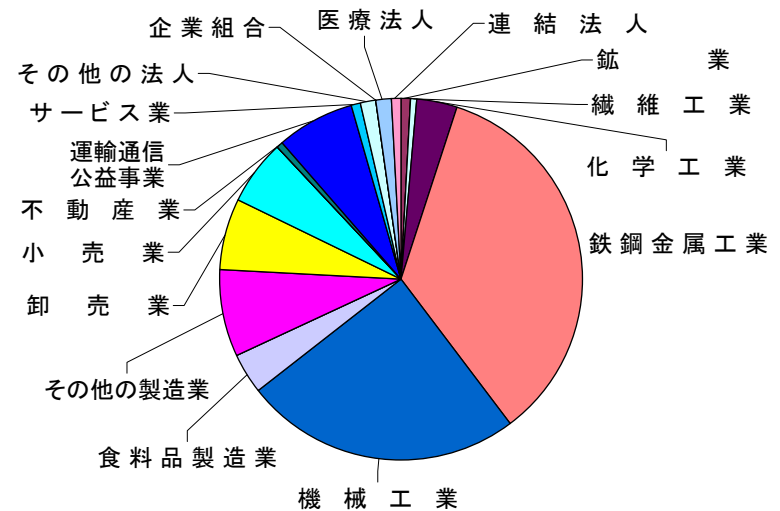
## 【経緯・現状】

- 特定の設備・機械について、その取得を促進するため、取得当初の損金算入額を大きくすることで税負担を軽減するもの。特定の政策目的を達成するための税負担軽減措置として、従来から一般的に用いられている。
- 具体的には、通常の償却限度額に加え、
  - ・ 対象資産を事業の用に供した年度に、追加的な償却を認める「特別償却」と
  - ・ 各事業年度において、普通償却額に一定割合を割増して償却を認める「割増償却」とがある。
 （注）一部の措置については、税額控除を選択できる場合がある。
- 現在、中小企業のみを対象とした措置を除き 20 措置があり、減収見積額は 1,247 億円（22 年度ベース）。

### <特別償却制度>



### 租税特別措置法の償却の特例による 減価償却費のシェア



(平成 20 年度会社標本調査)

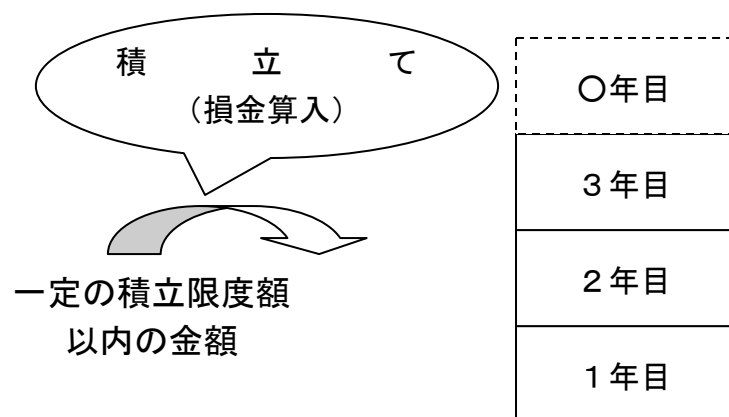


# 準備金（法人税関係の租税特別措置）

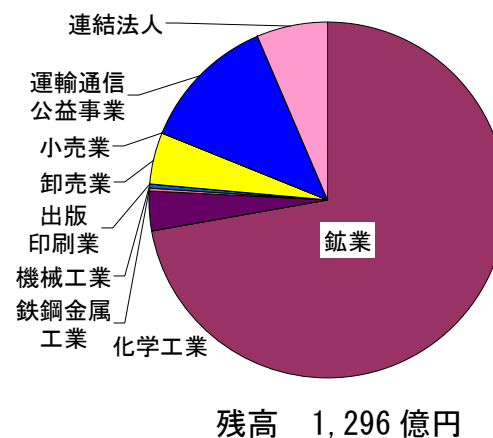
## 【経緯・現状】

- 「準備金」は、将来における多額の支出又は損失に備えて積み立てるもの。そうした積立ては、本来は当期の損金とはならないが、特定の政策目的の下、一定の準備金については、租税特別措置として損金算入を認めている。  
なお、準備金の中には、別の法律により積立てが義務付けられているものもある。
- 現在 13 措置があり、減収見積額は 486 億円（22 年度ベース）。

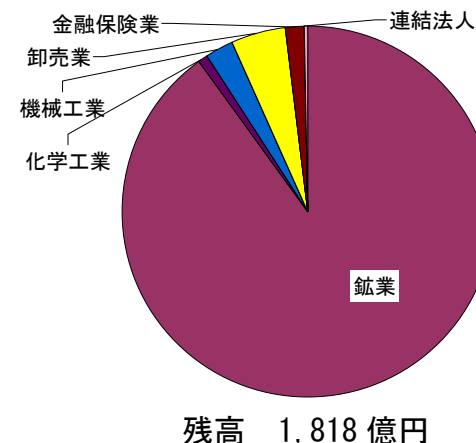
一定期間経過後又は将来の支出・損失発生時に取り崩して益金算入



海外投資等損失準備金の残高シェア



探鉱・海外探鉱準備金の残高シェア



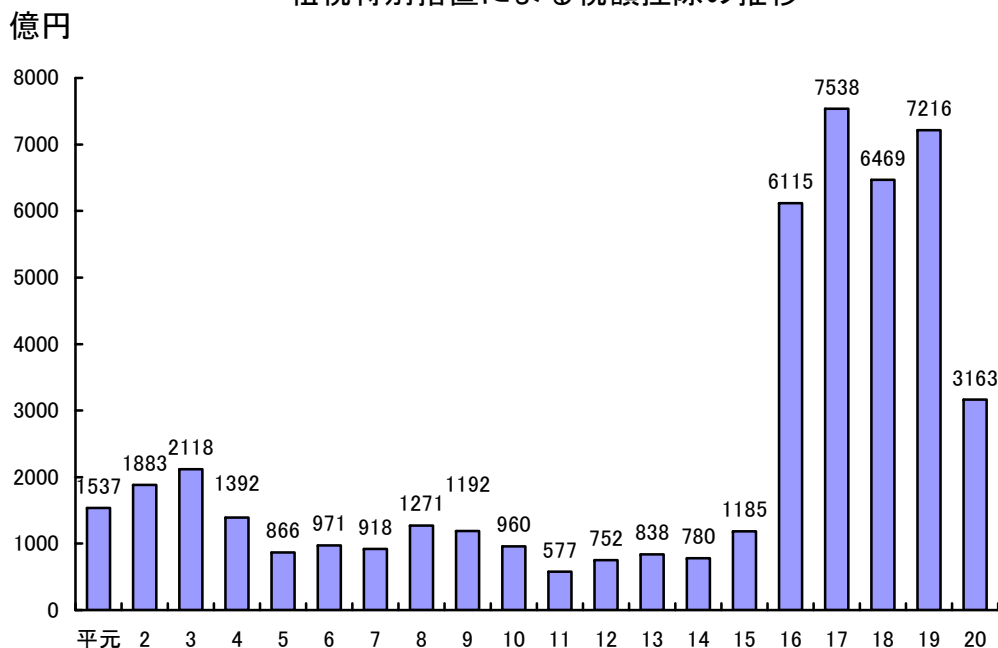
（平成 20 年度会社標本調査）

# 研究開発税制（法人税関係の租税特別措置）

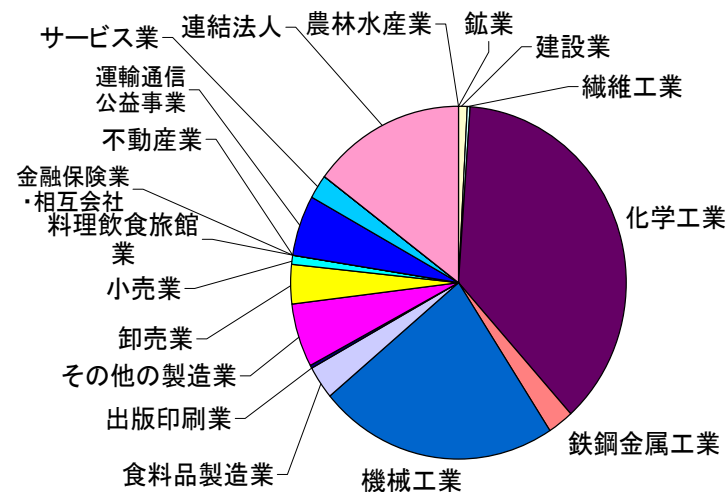
## 【経緯・現状】

- 昭和 42 年度改正に創設された研究開発税制は、試験研究費を増加させることを目的として、過去の最高水準を上回って増加した場合にその増加分の一定割合について、税額控除を認める等の制度であった。
- 平成 15 年度改正において、法人税率引下げを見送る一方、「真に有効な政策税制を集中・重点的に講じる」として大幅に拡充され、試験研究費の総額の一定割合の税額控除を認める制度（総額型）が導入された。
- この結果、我が国の研究開発税制の減収額の対 GDP 比は 0.12% と、米国の 0.06% や、フランスの 0.05% と比較してかなり高い割合となっている（2007 年）。また、法人税関係の租税特別措置の中で最大の措置であり、減収見積額は 22 年度ベースで 2,358 億円（平成 15～20 年度までの減収見積額は毎年約 6,000～6,500 億円）。

租税特別措置による税額控除の推移



研究開発税制の税額控除のシェア



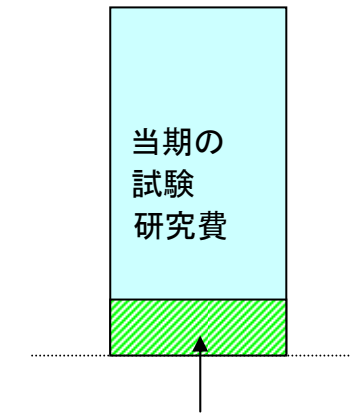
(平成 20 年度会社標本調査)

## 研究開発税制の具体的な仕組み

(概要)

- (1) 試験研究費の総額の8～10%(特別試験研究費の額については12%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。
- (2) 中小企業者等の試験研究費の額については、上記(1)の適用に代えて、その総額の12%の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。
- (注) 上記(1)及び(2)については、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度につき、当期の法人税額の30%を限度とする特例が講じられている。
- (3) 平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度については、上記(1)又は(2)に追加して、①試験研究費の増加額に係る税額控除又は②平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除のいずれかの選択適用(当期の法人税額の10%を限度)ができる。

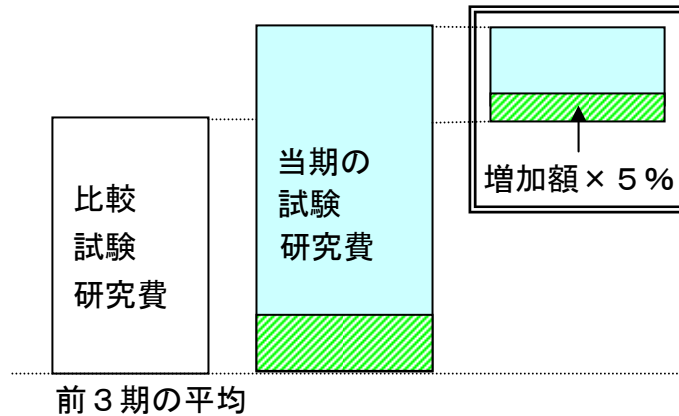
○ 試験研究費の総額に係る税額控除制度等  
(上記(1)又は(2))



大法人：総額×(8～10%)  
中小法人：総額×12%

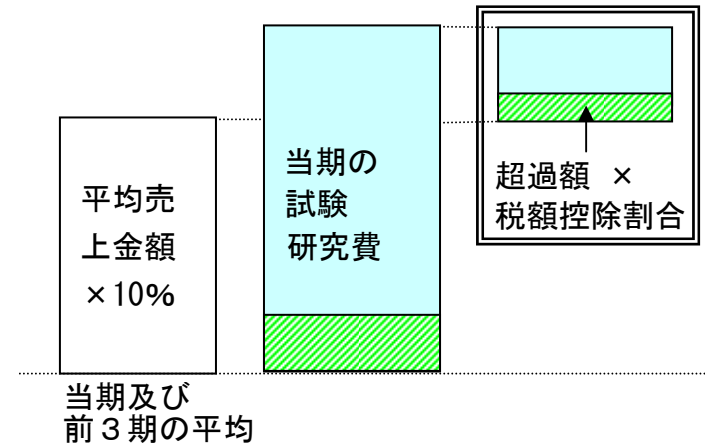
○ 試験研究費の増加額等に係る税額控除制度(上記(3))

① 試験研究費の増加額に係る税額控除



(算式) 試験研究費の増加額 × 5%

② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除



(算式) (試験研究費-平均売上金額×10%)  
× 税額控除割合

※ 税額控除割合 = (試験研究費割合-10%) × 0.2 24

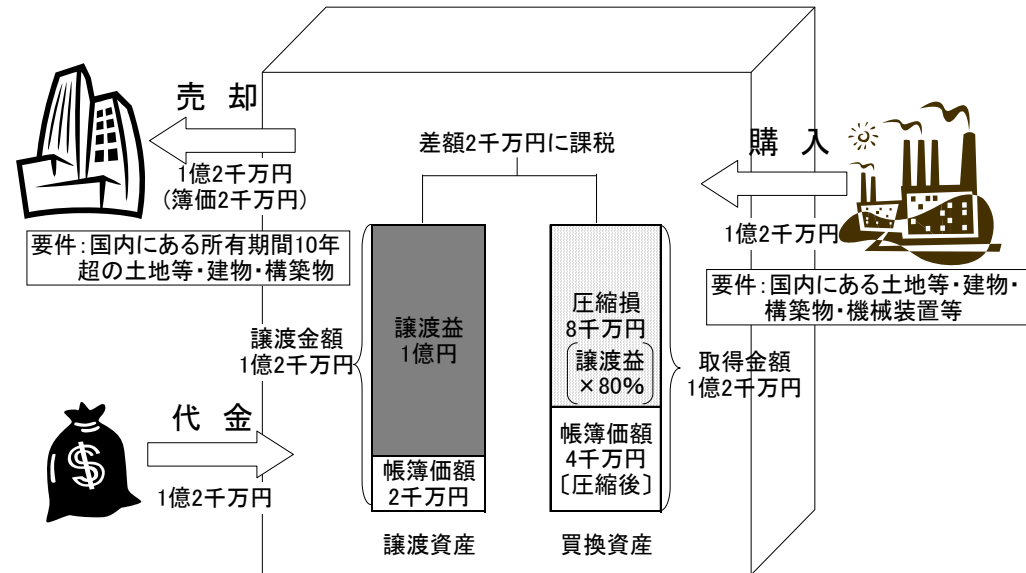
# 特定事業用資産の買換え特例（法人税関係の租税特別措置）

## 【経緯・現状】

- 特定事業用資産の買換え特例は、昭和 44 年度改正により、土地政策や国土政策に合致する買換えに課税の特例（圧縮記帳による譲渡益の一部繰延）を認めることとされたもの。
- 昭和 61 年度税制改正で繰り延べられる譲渡益の割合を 100%から 80%に縮減。平成 3 年度改正で 10 年超保有土地から減価償却資産への買換え特例を廃止したが、平成 6 年度に一部を復活。
- 平成 10 年度税制改正で、長期にわたる地価の下落等に鑑み、土地の有効利用の促進や土地取引の活性化のための思い切った対応として、10 年超保有土地等から土地等買い換える場合に本特例の適用を拡大。
- 本特例による買換え資産圧縮額は 3,414 億円（平成 20 年度会社標本調査）。

## 具体的な仕組み

- 本来譲渡益1億円に課税されるどころ、圧縮損との差額2千万円にのみ課税。
- 8千万円分の譲渡益は買換え資産の売却時まで繰延べ。



※ 上記は、「土地等、建物等で、所有期間が10年超のもの」⇨「土地等、建物等、機械装置等」の場合のイメージ

# 減価償却制度（租税特別措置以外の課税ベース関係）

## 【経緯・現状】

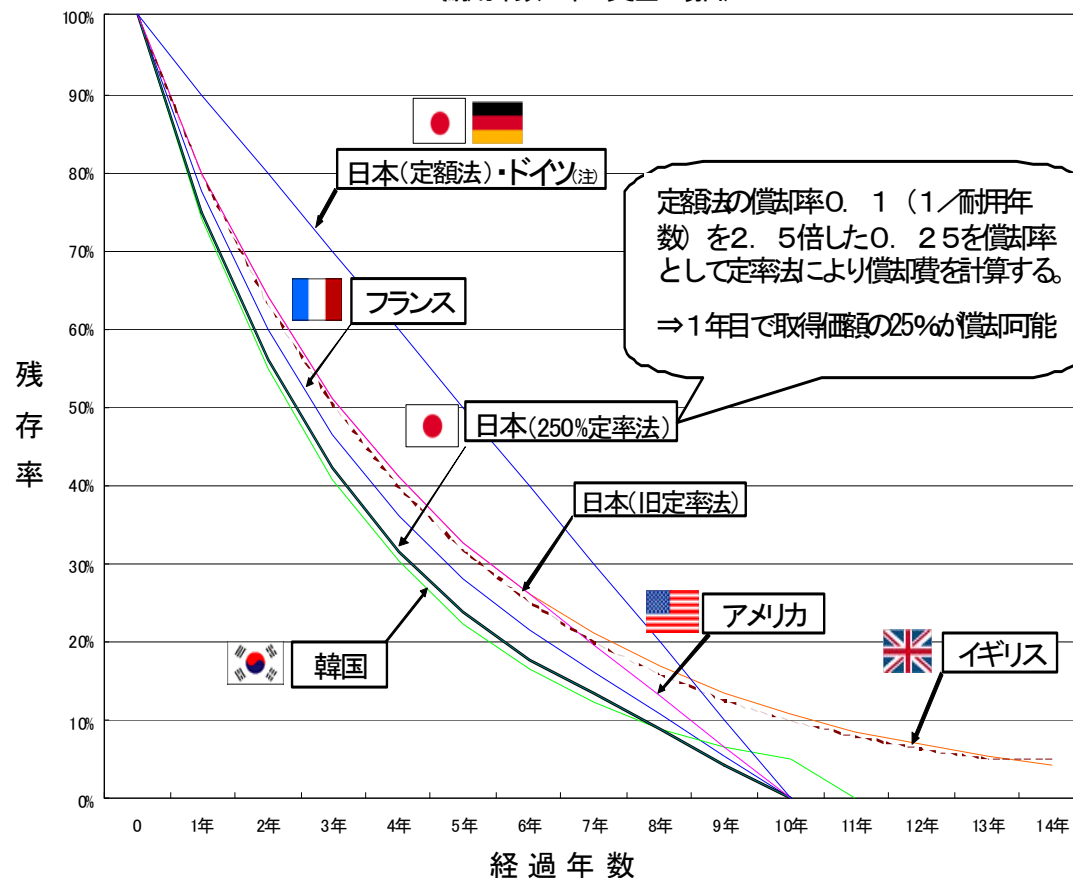
- 「減価償却」とは、固定資産が長期にわたり収益を生み出すため、その取得費用は将来の収益に対する費用の一括前払の性質を有することに鑑み、その使用や時間の経過に応じて徐々に費用化する仕組み。主な方法として、①毎期均等額を計上する「定額法」と、②毎期首の未償却残高に一定率を乗じた額を計上する「定率法」がある。
- 建物については定額法のみが認められる。以前は定率法の適用も可能だったが、平成10年度改正で定額法のみに限定された。
- 機械装置等については、定額法と定率法の選択が可能。定率法については、平成19年度改正で、国際的なイコールフットィング確保の観点から、250%定率法を導入。

(注1) 一般に、定額法は、減価償却資産が概ね均等に使用されている場合に適合する方法とされ、定率法は、初期段階での生産性が高い減価償却資産について適合する方法とされる。

(注2) 平成20年度会社標本調査では、償却限度額約49.0兆円に対し、実際の償却額は44.3兆円。

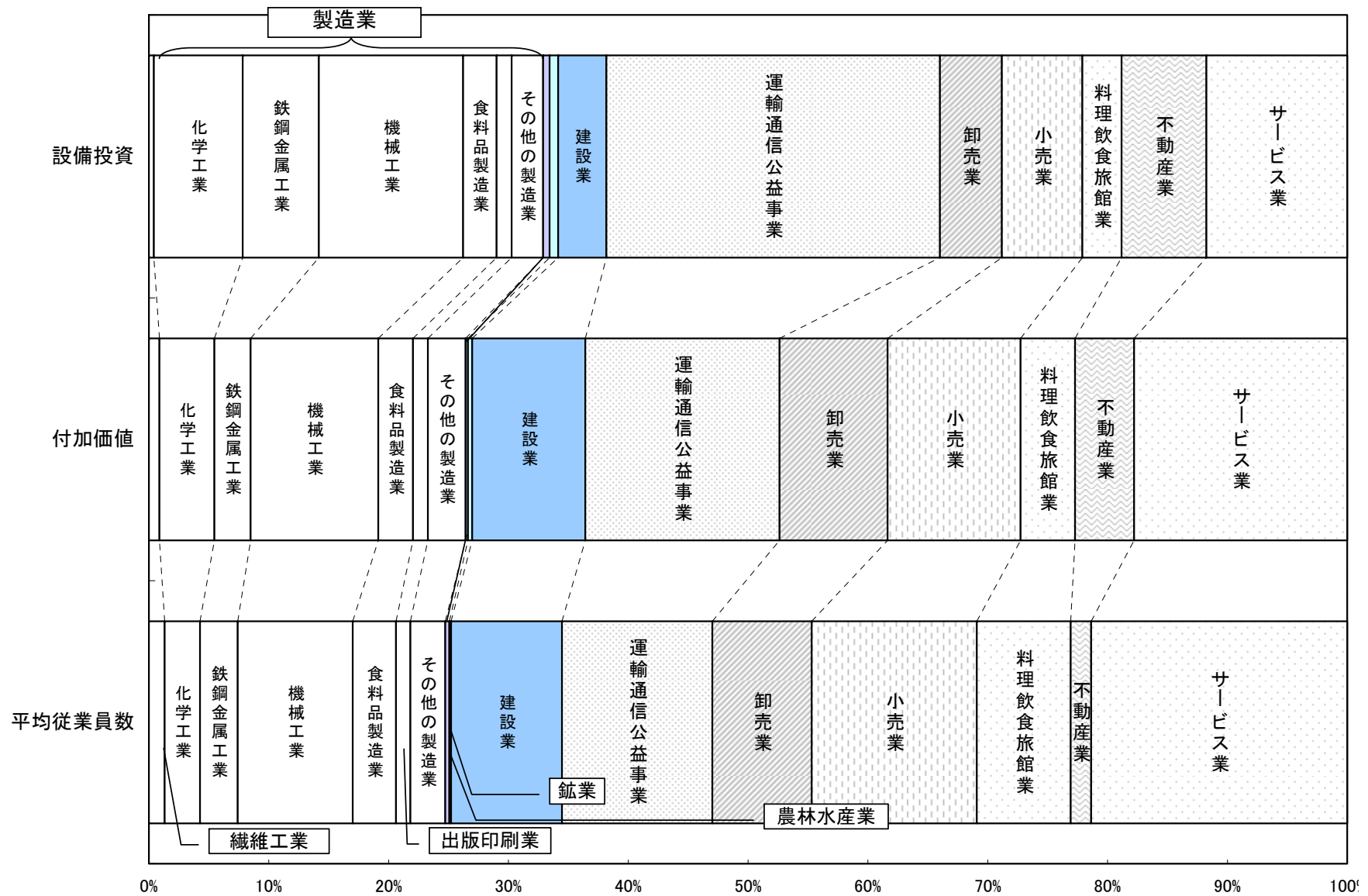
## 減価償却制度の国際比較

(耐用年数10年の資産の場合)



(注) ドイツでは、2009年と2010年調査したものは定率法(償却率は、定額法の償却率の2.5倍又は25%のいずれか低方)を選択できる(原則は定額法)。

# 設備投資、付加価値及び平均従業員数の業種ごとのシェア



(出典) 法人企業統計 (2009 年度) (金融・保険業を除く全業種)

(注) 設備投資は、ソフトウェアを除く。

# 引当金（租税特別措置以外の課税ベース関係）

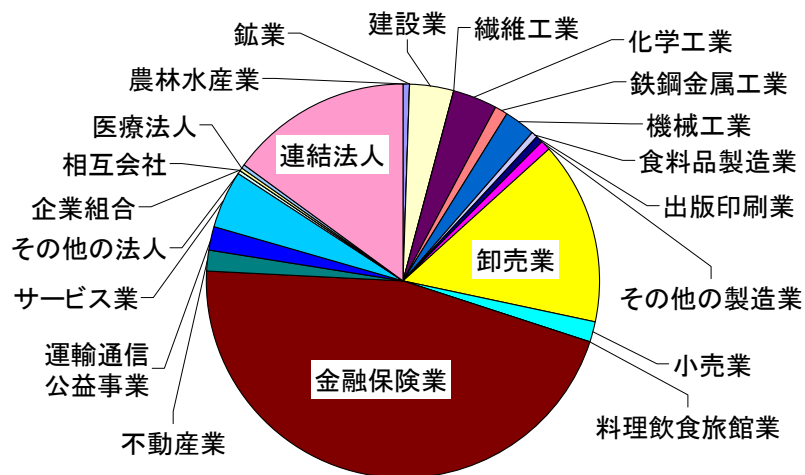
## 【経緯・現状】

- 「引当金」は、将来支払う費用や損失のうち当期の負担とするべき合理的な見積金額を当期の費用又は損失とする仕組みであり、企業会計上も認められているもの。
- 法人税の計算に関しては、①見積りの適正さに問題があること、②企業・産業ごとの利用状況に差があること等から、平成 10 年度改正で賞与引当金、製品保証引当金及び特別修繕引当金を、平成 14 年度改正で退職給与引当金を廃止。この結果、現在残っているのは、貸倒引当金と返品調整引当金の2つのみ。

（注1）「貸倒引当金」とは、金銭債権を個別評価金銭債権と一括評価金銭債権に区分し、前者は債務者が破産等の場合に取立・弁済の見込みがないと認められる額を個別に損金算入、後者は前者を除く金銭債権全体について過去の貸倒実績率に基づいて算定した損失見込額を損金算入するもの（平成 20 年度残高 7.2 兆円）。

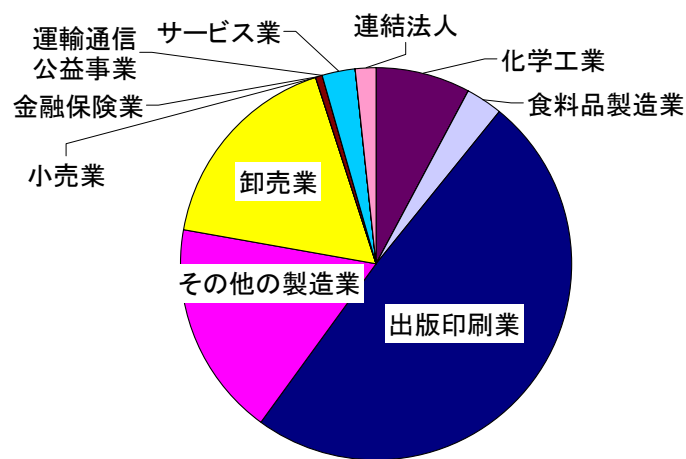
（注2）「返品調整引当金」とは、商品の買戻しの特約に基づく買戻しについて、実績の返品率等に基づいて計算した損失見込額を損金算入するもの（平成 20 年度残高 0.1 兆円）。

貸倒引当金の残高シェア



残高 7兆 1,944 億円

返品調整引当金の残高シェア



残高 1,025 億円

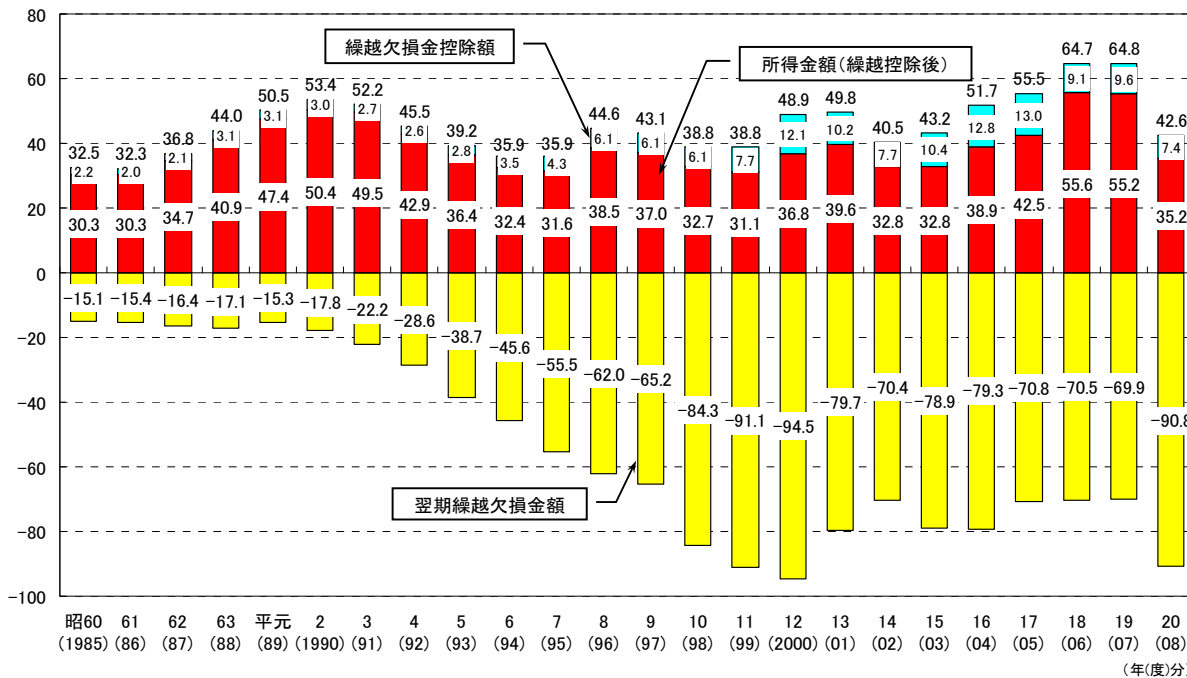
(平成 20 年度会社標本調査)

# 欠損金の繰越控除制度（租税特別措置以外の課税ベース関係）

## 【経緯・現状】

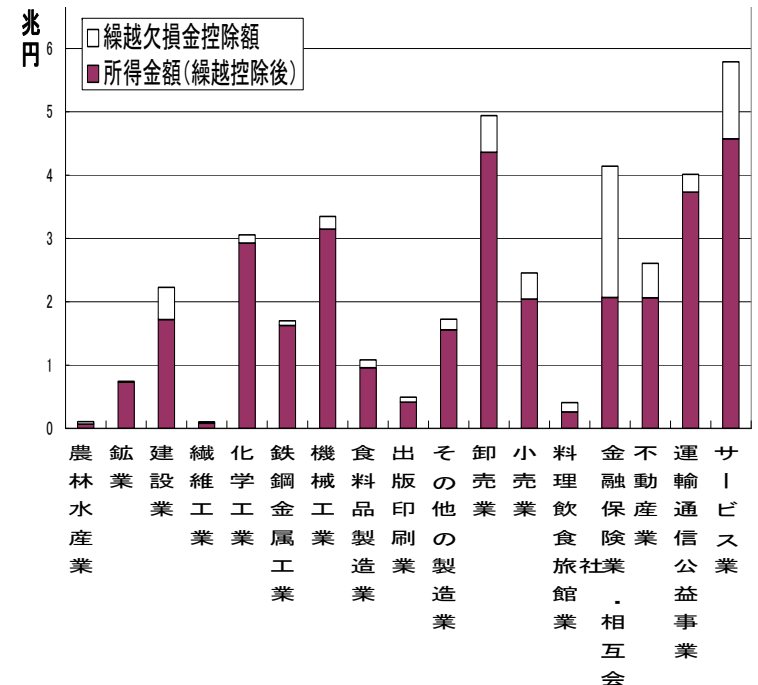
- 法人税の負担の合理化を図る観点から、欠損金については、7年の繰越控除（各事業年度の所得金額を限度として損金算入）及び原則1年の繰戻還付をすることができることとされている。
- ただし、欠損金の繰戻還付は、平成4年度以降適用が停止されている。なお、平成21年度改正により中小法人について適用停止の対象から除外。
- 欠損金の繰越控除については、平成16年度改正において、繰越期間を5年から7年に延長。また、平成22年度改正では、連結子会社の欠損金の持込制限を緩和。

所得金額と繰越欠損金額の推移



繰越欠損控除額と所得金額

(平成20年度会社標本調査)



(備考) 平成17年分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。  
 (出所) 「会社標本調査」(国税庁)



## 受取配当の益金不算入制度（租税特別措置以外の課税ベース関係）

### 【経緯・現状】

- 法人が他の法人から受け取る配当については、配当が法人税課税後の利益から行われることを踏まえた税負担調整を行うものとして、益金不算入（＝非課税）の制度が設けられている。
- ただし、我が国企業の株式保有の実態を見ると、持株割合 25%未満の株式については、一種の資産運用等のための保有と見られたことから、昭和 63 年の税制改革で、益金不算入割合を 80%に縮減。さらに、これを平成 14 年度で 50%に縮減。

### 国際比較

(2010年1月現在)

日 本	アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス																			
持株割合に応じて次のとおり益金不算入 (注)	持株割合に応じて次のとおり益金不算入		全額益金不算入	95%益金不算入	持株割合に応じて次のとおり益金不算入																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">持株割合</th> <th style="text-align: center;">益金不算入割合</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0%～25%未満</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25%以上</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </table>	持株割合	益金不算入割合	0%～25%未満	50%	25%以上	100%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">持株割合</th> <th style="text-align: center;">益金不算入割合</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0%～20%未満</td> <td style="text-align: center;">70%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20%～80%未満</td> <td style="text-align: center;">80%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80%以上</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </table>	持株割合	益金不算入割合	0%～20%未満	70%	20%～80%未満	80%	80%以上	100%			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">持株割合</th> <th style="text-align: center;">益金不算入割合</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0%～5%未満</td> <td style="text-align: center;">0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5%以上</td> <td style="text-align: center;">95%</td> </tr> </table>	持株割合	益金不算入割合	0%～5%未満	0%	5%以上	95%
持株割合	益金不算入割合																							
0%～25%未満	50%																							
25%以上	100%																							
持株割合	益金不算入割合																							
0%～20%未満	70%																							
20%～80%未満	80%																							
80%以上	100%																							
持株割合	益金不算入割合																							
0%～5%未満	0%																							
5%以上	95%																							

(注) 100%グループ内の法人からの配当を除き、配当額から負債利子の額を控除した額に益金不算入割合が適用される。  
 なお、証券投資信託の収益の分配の場合は、原則として、分配の額の1/2又は1/4が配当額となる。

## 一般寄附金（租税特別措置以外の課税ベース関係）

### 【経緯・現状】

- 法人の支出する一般の寄附金は、一定の限度内で損金の額に算入される。
- 上記のほか、特定公益増進法人に対する寄附金については、別枠で損金算入が認められる。また、国・地方公共団体その他一定の公益団体に対する指定寄附金は、その全額が損金算入できる。

寄附金の区分	国・地方公共団体に対する寄附金	指定寄附金	特定公益増進法人に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの	認定特定非営利活動法人に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの	一般寄附金
	<p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立高校</li> <li>・公立図書館</li> </ul>	<p>〔公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの〕</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国宝の修復</li> <li>・オリンピックの開催</li> <li>・赤い羽根の募金</li> <li>・私立学校の教育研究等</li> <li>・国立大学法人の教育研究等</li> </ul>	<p>【特定公益増進法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○独立行政法人</li> <li>○一定の地方独立行政法人</li> <li>○日本赤十字社など</li> <li>○公益社団・財団法人</li> <li>○学校法人</li> <li>○社会福祉法人</li> <li>○更生保護法人</li> </ul>		
法人税	全額損金算入		以下を限度として損金算入※ (資本金等の額の0.25%+所得金額の5%)×1/2		以下を限度として損金算入 (資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/2

※ 特定公益増進法人・認定NPO法人に対する寄附金に係る損金算入限度額に達した場合に一般寄附金に対する損金算入限度額に余裕があれば、その余裕分も利用することができる。

## ナフサに係る免税措置（その他）

### 【経緯・現状】

- 揮発油税等については、昭和 29 年の道路特定財源化を踏まえ、道路整備に関係がない用途に供される揮発油についての特例を設ける趣旨等から、昭和 32 年から免税。
  - 石油石炭税については、昭和 53 年の石油税創設時に、石油化学産業を取り巻く環境が厳しくナフサ価格の低廉化を図る必要があること等を理由に輸入ナフサの免税措置を創設（国産ナフサについては平成元年に創設）。
  - ナフサを利用する全ての石油化学産業の事業者が本措置を利用している。
- （注）他の主要国においてナフサに課税をしている国はない。

### 【具体的な仕組み】

- ・ 原油からナフサを精製し石油化学製品の製造を行う場合、当該ナフサに係る揮発油税及びその原料となる原油等に係る石油石炭税を免税・還付する。

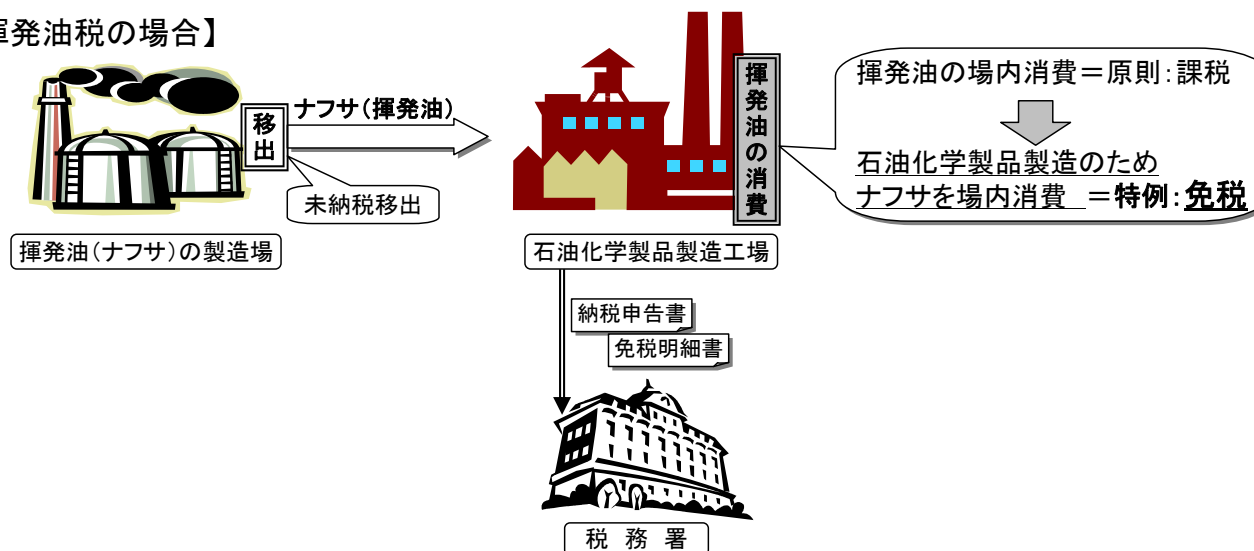
税目：揮発油税、地方揮発油税

適用期限：なし 増減収見込額：▲3.7 兆円程度

税目：石油石炭税

適用期限：平成 24 年 3 月 31 日 増減収見込額：▲861 億円程度

### 【揮発油税・地方揮発油税の場合】



## 中小企業向け租税特別措置等

### 【経緯・現状】

- 昭和 62 年度改正において、円高の定着等の内外経済情勢を背景に、中小企業等基盤強化税制を導入。
- 平成 10 年度改正において、「総合経済対策」により、民間投資を促進するため中小企業投資促進税制を導入。
- 平成 15 年度改正において、活力ある中小企業の経営基盤を強化するため、中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を導入。
- 平成 21 年度改正において、「生活防衛対策」により軽減税率を 22%⇒18%に引下げ、欠損金繰戻還付制度の不適用措置から中小企業を除外、「経済危機対策」により交際費課税につき定額控除限度額を 400 万円⇒600 万円に引上げ。
- 本年 10 月 26 日に、会計検査院より、所得金額が多額に上る中小企業者に対して中小企業者に対する軽減税率及び租税特別措置が適用されている実態を踏まえ、適用範囲について検討するよう意見表示。

措置・施策名	措置の概要	22 年度減収見込額 (億円)
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (中小企業投資促進税制)	中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の 75%)の 30%の特別償却又は 7%の税額控除(当期の法人税額の 20%を限度)ができる。	▲ 1,288
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 (中小企業等基盤強化税制)	(1) 次の事業を行う中小企業者等が、事業基盤強化設備等の取得等をした場合には、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除(当期の法人税額の 20%を限度)ができる。 ① 特定農産加工業 ② 卸売業又は小売業 ③ 飲食店業 ④ 特定のサービス業 ⑤ 情報基盤の強化が事業基盤の強化に資する事業 ⑥ 経営革新のための事業 ⑦ 地域産業資源活用事業 ⑧ 農商工等連携事業 (2) 中小企業者等の教育訓練費割合が 0.15%以上である場合には、教育訓練費の額の 8～12%の税額控除(上記(1)と合計して、当期の法人税額の 20%を限度)ができる。	▲ 319
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	中小企業者等が、取得価額 30 万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)の取得等をした場合には、取得時に全額損金算入ができる。 ただし、少額減価償却資産の取得価額の合計額が年 300 万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち年 300 万円に達するまでのその合計額を限度とする。	▲ 164
中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用	中小企業者等以外の法人については、解散等の場合の欠損金額を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しない。	

(注) その他、沖縄の中小企業者を対象とする措置が存在。

## 会計検査院による意見表示

中小企業者に対する法人税率の特例について(抜粋)(10月26日 財務大臣及び経済産業大臣に対して意見表示)

- 多額の所得があり担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者が、中小企業者に対する法人税率の特例の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱で担税力の弱い中小企業者を支援するという中小企業者に対する法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえて中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

中小企業者に適用される租税特別措置について(抜粋)(10月26日 財務大臣及び経済産業大臣に対して意見表示)

- 多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

○「中小企業者に対する法人税率の特例について」の  
意見表示(6ページ)

図1 所得がある中小企業者の所得金額別法人数

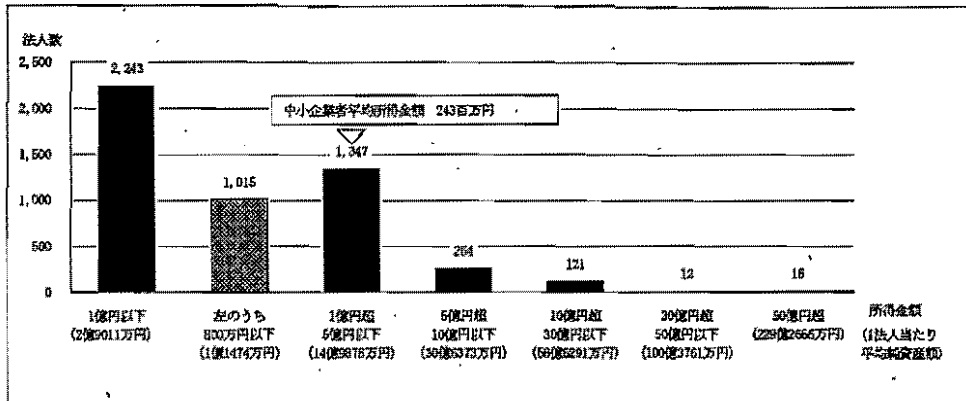
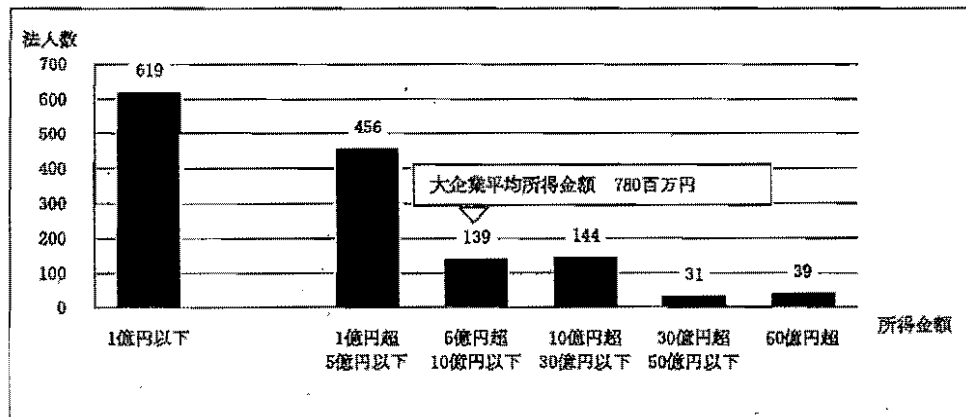
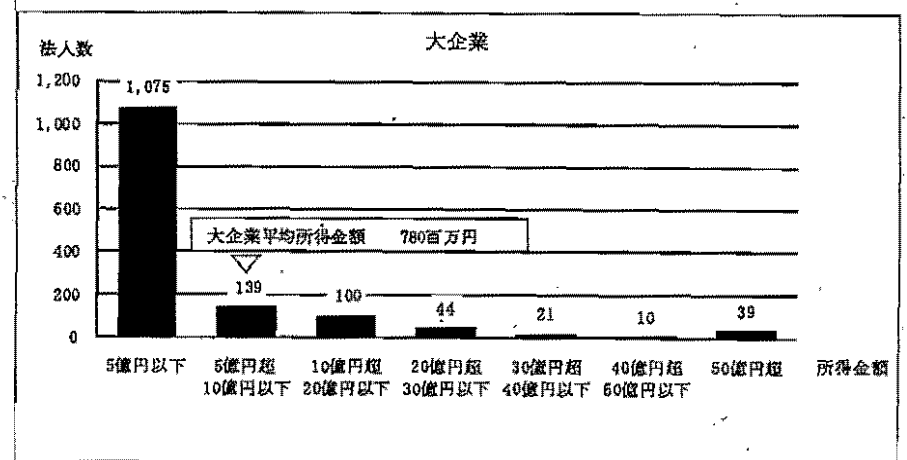
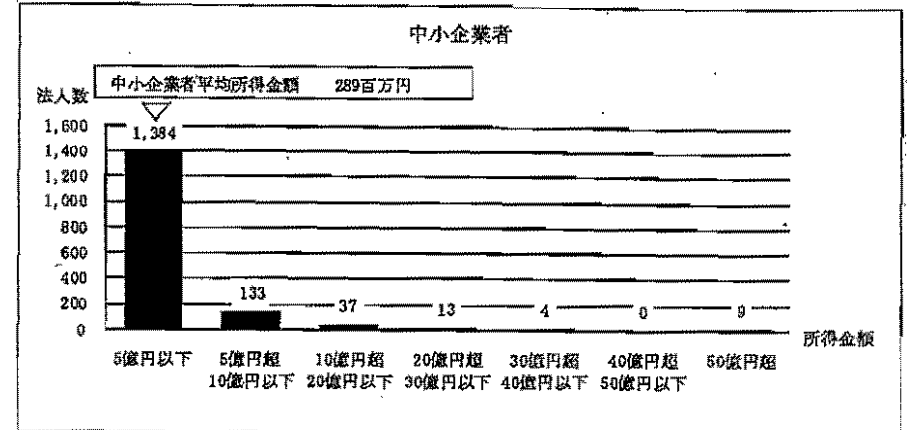


図2 所得がある大企業の所得金額別法人数



○「中小企業者に適用される租税特別措置について」  
の意見表示(11ページ)

図1 所得がある中小企業者と大企業の所得金額別法人数



## 平成10年度税制改正における税率引下げと課税ベースの拡大

- 公正・中立で透明性の高い法人税制を構築が企業活力の発揮や新規企業・産業の創出、経済全体の効率性の向上に資するとの考え方の下、法人税率の引下げと併せ、課税ベースの拡大を実施。

### 法人税率の引下げ

- 基本税率 37.5% → 34.5%
- 中小法人の軽減税率 28% → 25%

### 減収額

13,800~14,420 億円

### 課税ベースの拡大 (主なもの)

- 貸倒引当金・・・中小企業以外の法定繰入率の廃止
- 賞与引当金・・・廃止
- 退職給与引当金・・・累積限度額の引下げ (40% → 20%)
- 製品保証引当金・・・廃止
- 特別修繕引当金・・・繰入限度額を引き下げ (改正前の4分の3)、租税特別措置に改組
- 減価償却
  - ・ 建物の償却方法を定額法に一本化
  - ・ 少額減価償却資産の取得価額基準の引下げ (20万円 → 10万円)
  - ・ 営業権の償却方法の変更 (任意償却 → 5年均等償却)
- 上場有価証券の評価・・・切放し低価法の廃止
- 収益費用
  - ・ 長期大規模工事について工事進行基準を強制
  - ・ 割賦基準の廃止
  - ・ 中小企業の交際費の定額控除額以下の損金算入割合の引上げ (20% → 10%)

### 増収額

11,200~12,280 億円

(注) 増減収額は、平成10年度税制改正時に計算された平成10年度~15年度の平均値。当時の経済計画(「構造改革のための経済社会計画」)で見込まれていた名目経済成長率に幅があった(3.5%、1.75%)ため、幅のあるものとなっている。

# 平成14年度税制改正における連結納税制度の創設と課税ベースの拡大

- 平成10年度税制改正において残された課税ベースの見直し等を実施。結果として、連結納税制度の導入により主として恩恵を受ける大企業関係の措置を中心に増収を確保。

## 連結納税制度の創設

- 連結納税制度の創設
- 連結納税制度の仕組み中での増収措置
  - ・ 連結付加税の導入
  - ・ 連結子会社の連結前欠損金の持込み制限
  - ・ 創設当初の加入子会社等の適用時期の特例

減収額  
7,980 億円

増収額  
3,620 億円

差引  
プラス  
マイナス  
ゼロ

## 課税ベースの拡大 (主なもの)

- 受取配当の益金不算入制度・・・その他株式等に係る益金不算入割合の引下げ (80%→50%)
- 退職給与引当金・・・廃止
- 旧特別修繕引当金・・・廃止
- 企業関係租税特別措置の改正
  - ・ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の見直し
  - ・ 沖縄の特別中小企業者が事業化設備等を取得した場合等の特別税額控除の廃止
  - ・ 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除の廃止
  - ・ 中小企業新技術体化投資促進税制の廃止
  - ・ 公害防止用設備の特別償却の見直し
  - ・ 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却の廃止
  - ・ 低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却の廃止
  - ・ 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却の廃止
  - ・ 医療用機器等の特別償却の見直し
  - ・ 倉庫用建物用の割増償却の見直し
  - ・ 自由貿易地域投資損失準備金の廃止
  - ・ 創業中小企業投資損失準備金の廃止
  - ・ プログラム等準備金の見直し
  - ・ 異常危険準備金の見直し

増収額  
4,360 億円

等

(注) 増減収額は、平成14年度税制改正当時における、平年度増減収額の見積額



## イギリスにおける近年の主な税制改正の動向

### 2008 年法人税改革

**[減収措置]**

- ◇ 法人税率の引下げ（30%→28%）等

▲約 0.2 兆円

**[増収措置]**

- ◇ 減価償却制度の見直し（主に機械設備に係る償却率の引下げ）等

+約 0.2 兆円

ほぼ  
税収  
中立

### 2010 年緊急予算（提案中）

**[減収措置]**

- ◇ 法人税率の段階的引下げ（28%→24%）
- ◇ 所得税の基礎控除引上げ

▲約 0.4 兆円

▲約 0.5 兆円

**[増収措置]**

- ◇ 減価償却制度の見直し（主に機械設備に係る償却率の引下げ）
- ◇ キャピタル・ゲイン税の税率引上げ（18%→18、28%）
- ◇ 付加価値税の標準税率の引上げ（17.5%→20%）
- ◇ 銀行負担税の導入

+約 0.4 兆円

+約 0.1 兆円

+約 1.8 兆円

+約 0.3 兆円

緊急  
予算  
全体  
で約  
1.1  
兆円  
の  
増収

（備考）邦貨換算レート 1ポンド=133円（裁定外国為替相場：平成22年(2010年)8月中における実勢相場の平均値）

イギリスでは、2008年法人税改革において、法人税率の引下げは課税ベースの拡大等とセットで行われている。また、2010年緊急予算においては、財政再建や国際競争力強化等のため、法人税率の引下げが課税ベースの拡大や付加価値税の標準税率の引上げ、キャピタルゲイン税の税率引上げ等とともに提案されている。

## ドイツにおける近年の主な税制改正措置

### [減収措置]

- ◇ 法人実効税率の引下げ(約 39%→約 30%)等による負担軽減措置(2008 年) ▲約 3.4 兆円
  - ・法人税率の引下げ(25%→15%)
  - ・営業税率の課税指数の引下げ 等
- ◇ 利子、配当、株式譲渡益等について一律 25%の分離課税の導入(2009 年) ▲約 0.1 兆円

### [増収措置]

- ◇ 法人税率引下げ等によるネット減収額抑制のための課税ベースの拡大等(2008 年)
  - ・減価償却制度の見直し +約 2.9 兆円
  - ・営業税(市町村税)の損金算入の否認
  - ・支払利息の損金算入の制限 等
- ◇ 付加価値税の標準税率の引上げ(16%→19%)(2007 年) +約 2.5 兆円
  - 増収分の 3 分の 2 は財政再建に、3 分の 1 は失業保険料の引下げに充当
- ◇ 所得税の最高税率の引上げ(42%→45%)(2007 年) +約 0.1 兆円

総減収額の約 6 分の 5 を増収措置で補填

(備考) 邦貨換算レート 1 ユーロ=110 円(裁定外国為替相場:平成 22 年(2010 年)8 月中における実勢相場の平均値)

ドイツでは、2008年法人税改革において、2007年の付加価値税率の引上げ、所得税の最高税率の引上げ等により、財政再建に一定の目処がついたことから、課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引き下げている。